

第2次鴻巣市障がい者計画・  
第4期鴻巣市障がい福祉計画



平成27年3月  
鴻 巣 市

## 地域で安心して生活しながら

### 社会参加できる社会の実現に向けて



すべての人が障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会は、誰もが理想とする社会像です。

鴻巣市では、この共生社会の実現を目指して、平成19年3月に「鴻巣市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定しました。

障がい者計画につきましては、平成28年度までの10年間を計画期間とし、7つの施策体系に基づいた具体的な施策の中で、こどもデイサービスセンターの設置、相談支援事業所の充実及び障がい者等歯科診療業務の開始など、障がい者施策の推進を図ってまいりました。

しかしながら、障害者基本法の一部改正や障害者総合支援法の施行など、障がい者を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、計画期間の途中ではありますが、本市の現状や今後予測される状況に対応し得る施策全般についての指針として、新たに平成27年度から平成32年度を計画期間とする「第2次鴻巣市障がい者計画」を策定しました。

また、障がい福祉計画につきましても、第3期計画が平成26年度で終了しますことから、障害福祉サービス等の見込みと確保に関する新たな計画として、平成27年度から平成29年度を計画期間とする「第4期鴻巣市障がい福祉計画」を策定しました。

両計画の基本目標は、「障がい者が地域で安心して生活しながら社会参加をする」ことでありまして、5つの基本的な視点を持ちながら、各種施策を推進してまいります。

これら施策の実施にあたっては、関係機関との連携を図るとともに、市民の皆さんと行政との協働により、障がいに対する理解を深め、心のバリアを取り除き、地域の相互扶助体制を作り上げてまいりたいと考えておりますので、皆さんには引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました鴻巣市障害者施策推進協議会をはじめとする、関係者の方々、並びに、アンケート調査等で貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さんに、心より御礼申し上げます。

平成27年3月

鴻巣市長 原 口 和 久

# 鴻巣市障がい者計画・障がい福祉計画 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
<b>第1節 計画策定の趣旨・背景</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ・性格 .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 障がい者の概念 .....	3
<b>第2節 基本目標と施策展開の基本的な視点</b> .....	4
1 基本目標 .....	4
2 施策展開の基本的な視点 .....	4
3 施策の体系 .....	6
<b>第2章 障がい者をめぐる状況</b> .....	7
<b>第1節 障がい者数等の推移</b> .....	7
1 身体障がい者 .....	7
2 知的障がい者 .....	9
3 精神障がい者 .....	10
4 難病患者 .....	11
5 障がいのある児童・生徒 .....	12
<b>第2節 アンケート調査の結果から</b> .....	13
1 調査概要 .....	13
2 主な調査結果 .....	13
<b>第3節 障がいサービスの利用状況</b> .....	24
1 訪問系サービス .....	24
2 日中活動系サービス .....	24
3 居住系サービス .....	25
4 相談支援等サービス .....	25
<b>第4節 地域生活支援事業の利用状況</b> .....	26
<b>第3章 施策の展開（障がい者計画）</b> .....	27
<b>第1節 理解・交流の促進</b> .....	27
1 広聴・広報・啓発活動の推進 .....	27
2 福祉教育の充実 .....	29
3 交流・ふれあい活動の推進 .....	30
4 ボランティア活動の推進 .....	31
<b>第2節 就学前教育・学校教育の充実</b> .....	32
1 就学前教育の充実 .....	32
2 学校教育の充実 .....	33
<b>第3節 雇用・就労の促進</b> .....	35
1 雇用の促進と就労支援 .....	35

2	就労機会の拡大	38
<b>第4節</b>	<b>余暇活動・生きがい活動の充実</b>	40
1	生涯学習の推進	40
2	スポーツ・文化活動の推進	41
3	障がい者団体の育成及び相互交流の促進	42
<b>第5節</b>	<b>福祉サービスの充実</b>	43
1	相談・情報提供体制の整備	43
2	日中活動の場の確保	45
3	住まいの場の確保	48
4	福祉人材の養成・確保	49
5	経済的支援	50
<b>第6節</b>	<b>権利擁護の推進</b>	51
1	障がい者の権利擁護の推進	51
2	障がい者虐待の防止及び養護者の支援	52
3	障がいを理由とする差別の解消の推進	53
<b>第7節</b>	<b>保健・医療の充実</b>	54
1	障がいの早期発見・早期対応の推進	54
2	医療・リハビリテーションとの連携の強化	55
<b>第8節</b>	<b>福祉のまちづくりの推進</b>	57
1	バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	57
2	交通・移動手段の整備	59
<b>第9節</b>	<b>安心・安全な生活の実現</b>	61
1	防犯・防災対策の推進	61
2	消費者トラブルの防止	62
<b>第4章</b>	<b>障がい福祉計画</b>	63
<b>第1節</b>	<b>基本目標（平成29年度の将来像）</b>	63
1	入所施設の入所者の地域生活への移行	63
2	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	64
3	福祉施設利用者の一般就労への移行	65
<b>第2節</b>	<b>障がい福祉サービス必要量の見込み</b>	66
1	訪問系サービス	66
2	日中活動系サービス	68
3	居住系サービス	75
4	相談支援	76
5	その他	76
<b>第3節</b>	<b>地域生活支援事業</b>	77
<b>第5章</b>	<b>計画の推進</b>	80
1	計画の達成状況の点検及び評価	80
2	県及び障害保健福祉圏域との調整・協力	80
3	地域自立支援協議会の充実	80

4	障害者自立支援法に基づく円滑なサービス提供	81
<b>資料編</b>	<b>計画の策定体制と策定経過</b>	<b>84</b>
1	計画の策定経過	84
2	鴻巣市障害者施策推進協議会条例	85
3	鴻巣市障害者施策推進協議会委員名簿	86
4	鴻巣市障がい者計画職員検討会設置要綱	87
<b>資料編</b>	<b>用語集</b>	<b>90</b>

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨・背景

### 1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年10月1日に、旧鴻巣市、旧吹上町、旧川里町が合併し新鴻巣市となりました。これに伴い新市として、「障害者基本法」に基づくノーマライゼーションや、リハビリテーションの理念を踏まえ、障がいの有無に関わらず、すべての住民が互いの人間性を尊重しあい、安心して住み続けることができるまちづくりを目指し、「鴻巣市障がい者計画・障がい福祉計画」を平成19年3月に策定しました。

平成18年10月に、障がいの種別ごとにサービス提供のしくみが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供するしくみを創設する「障害者自立支援法」が全面施行し、平成25年4月には、名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となり、障害者の範囲に難病患者等を加えるなどの改正が行われました。

これらの状況から、鴻巣市障がい者計画について計画期間は満了していませんが、現計画の成果と課題を踏まえつつ、本市の現状や今後予測される状況に対応し、障がい者のための施策全般についての指針として、新たに第2次鴻巣市障がい者計画を策定しますとともに、平成24年3月に策定しました第3期鴻巣市障がい福祉計画についても、計画期間が平成26年度で終了することから、障害福祉サービス等の見込みと確保に関する新たな計画として、第4期鴻巣市障がい福祉計画を策定することとしました。

#### <「がい」の字について>

本計画では、障がいや障がい者など、「害」の字ではなく「がい」の字を用いています。  
なお、法律名や事業名等の決まった名称のあるものは、「害」の字を用いているところもあります。

#### <障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律について>

この法律の正式な名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」ですが、これ以下の文中の表記については、略称である「障害者総合支援法」を用います。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、第5次鴻巣市総合振興計画及び鴻巣市地域福祉計画を上位計画とし、鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、鴻巣市次世代育成支援行動計画、鴻巣市健康増進計画・いきいき健康プラン21との整合性及び連携を図りながら策定しました。

また、策定にあたっては、関係部署の職員をメンバーとする「障がい者計画策定庁内連絡会」や障害者基本法第36条第4項に基づく機関として設置している「障害者施策推進協議会」において計画の検討を進めました。

### 【参考】障害者基本法（抜粋）

#### （障害者基本計画等）

#### 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### 【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

#### （市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

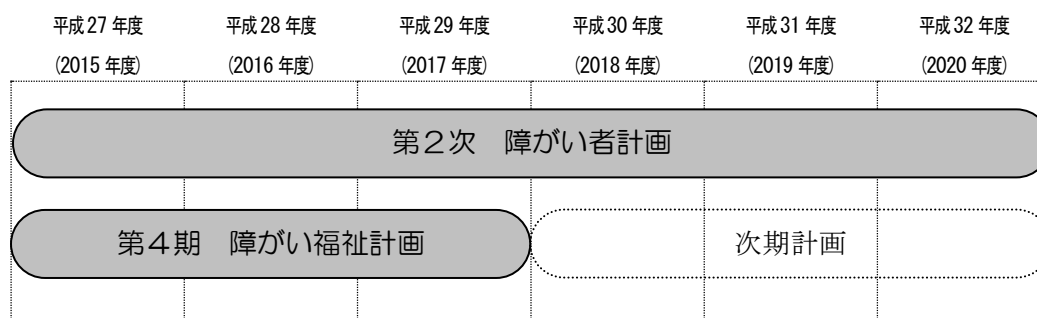
6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(以下省略)

### 3 計画の期間

第2次障がい者計画は、平成27年度から平成32年度の6か年を計画期間とします。

第4期障がい福祉計画については、第3期が平成26年度で終了することから、平成27年度から平成29年度の3か年計画とします。



### 4 障がい者の概念

障害者基本法第2条において、障がい者とは「身体障がい、知的障がい又は精神障がい（発達障害、高次脳機能障害を含む。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

また、平成25年4月1日には、障害者総合支援法の改正が行われ、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病）を追加し、障害福祉サービス等の対象となりました。

これらの状況を踏まえ、本計画における「障がい者」には、障害者基本法第2条に定める方々のほか「難病に起因する身体又は精神上の障がいを有する」方々であって、「継続的に生活上の支障がある」方々も含まれます。ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。



## 第2節 基本目標と施策展開の基本的な視点

### 1 基本目標

障がいのある人もない人も、ふつうに暮らすことのできる社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の主体性が尊重され、障がい者（児）が自立し、地域で一緒に生活できる社会を実現するための取り組みが、求められています。

障がい者が、地域で安心して生活しながら社会参加をすることが目標です。

そのために、市民の障がいに対する理解を深めることで心のバリアを取り除き、地域において手助けしたりされたりする、相互扶助体制を作り上げていくことを目指します。

### 2 施策展開の基本的な視点

本市では、次の5つの基本的な視点を持ちながら、各種施策を推進していきます。

#### （1）障がい者の主体性・自立性の尊重と権利擁護

障がい者自身が主体性・自立性をもって積極的に社会へ参加し、障がい者一人ひとりの能力と意思が最大限尊重されるような社会を目指すことが大切です。さらに、障がい者の社会参加の拡大や契約によるサービス提供に伴い、不利益な扱いや人権侵害を受けたりすることがないように、権利擁護の視点を持って施策を推進していくことも大切です。

#### （2）自立した地域生活の実現

障がい者が地域の中で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、住まいの場や日中活動の場の確保・充実、就労支援、工賃の向上、相談支援体制の整備等、ライフステージのいろいろな場面で、本人が主体的にサービス等を選択できる地域生活支援体制の構築を目指します。障がい者のなかにはさまざまな理由により、自宅以外で生活している方々があります。これらの方々のなかには、条件を整えば地域での生活が可能な方々もおり、地域における居住の場としてのグループホームの充実や、自立訓練事業等の推進で、地域生活への移行を図ることが大切です。

#### （3）社会のバリアフリー化の推進

交通機関や建築物などの物理的な障壁、障がい者は特別な存在であるという意識上の障壁、視覚障がい者や聴覚障がい者などが必要な情報を得られないといった情報面の障壁など、すべての障壁を除去（バリアフリー化）し、障がいのある人もない人も同様に、あらゆる分野で自由に活動できる社会を目指すことが大切です。

また、誰にとっても快適な環境を作るという、ユニバーサルデザインの考え方を持ってまちづくりを進めることも大切です。

#### **（４）安心・安全な生活の実現**

生活に求められるすべての基本は「安心・安全」です。東日本大震災を契機とし、火災や地震などの災害に対する防災対策へのニーズが非常に高まっています。

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉、保健、医療体制の整備・充実に努めるとともに、障がい者が犯罪や災害などに巻き込まれないよう防犯・防災対策の充実に努めます。

#### **（５）ともに生きる地域社会の実現（地域相互扶助体制の実現）**

障がい者が住み慣れた地域で、さまざまな分野に積極的に参加し、自由に活動できる社会を実現するために、行政だけでなく、地域住民、企業などすべての人たちが、障がい者の直面する問題を理解し、本人や行政とともに取り組んでいける社会をつくりあげていくことが大切です。そして、地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを、すべての人たちが一緒になって支援していくことが大切です。

## 《障がい者計画》

第1節 理解・交流の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広聴・広報・啓発活動の推進</li> <li>2 福祉教育の充実</li> <li>3 交流・ふれあい活動の推進</li> <li>4 ボランティア活動の推進</li> </ol>
第2節 就学前教育・学校教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就学前教育の充実</li> <li>2 学校教育の充実</li> </ol>
第3節 雇用・就労の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 雇用の促進と就労支援</li> <li>2 就労機会の拡大</li> </ol>
第4節 余暇活動・生きがい活動の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習の推進</li> <li>2 スポーツ・文化活動の推進</li> <li>3 障がい者団体の育成及び相互交流の促進</li> </ol>
第5節 福祉サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談・情報提供体制の整備</li> <li>2 日中活動の場の確保</li> <li>3 住まいの場の確保</li> <li>4 福祉人材の養成・確保</li> <li>5 経済的支援</li> </ol>
第6節 権利擁護の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい者の権利擁護の推進</li> <li>2 障がい者虐待の防止及び擁護者の支援</li> <li>3 障がいを理由とする差別の解消の推進</li> </ol>
第7節 保健・医療の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいの早期発見・早期対応</li> <li>2 医療・リハビリテーションとの連携強化</li> </ol>
第8節 福祉のまちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進</li> <li>2 交通・移動手段の整備</li> </ol>
第9節 安心・安全の生活の実現	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災対策の推進</li> <li>2 防犯対策の推進</li> <li>3 消費者トラブルの防止</li> </ol>

## 《障がい福祉計画》

訪問系サービス

日中活動系サービス

居住系サービス

相談支援

その他

地域生活支援事業

## 第2章 障がい者をめぐる状況

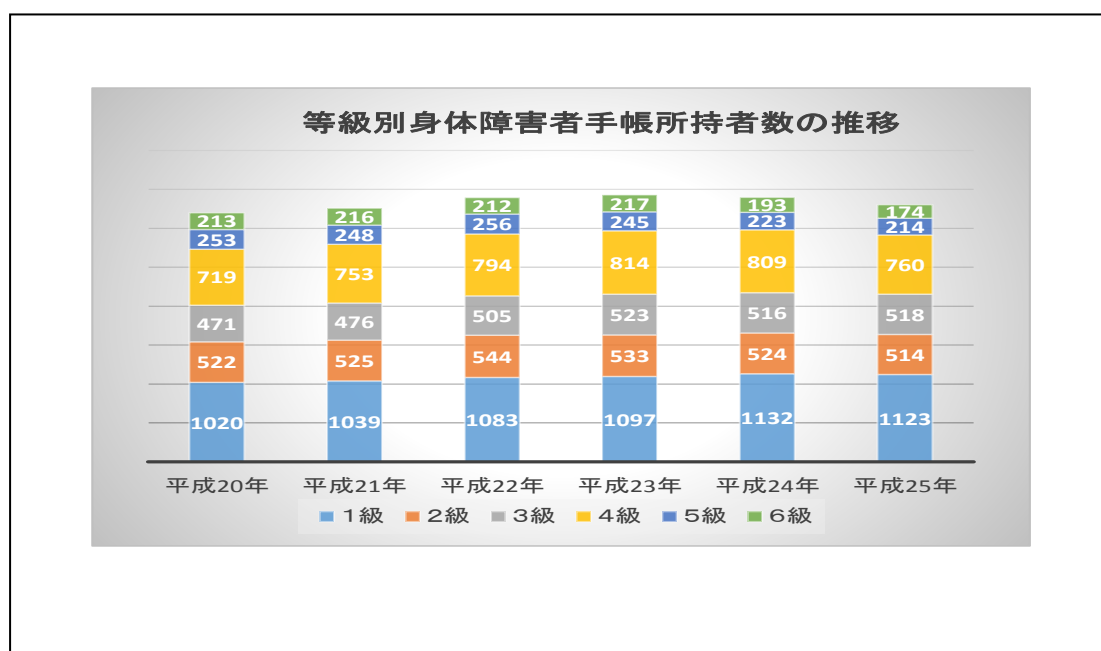
### 第1節 障がい者数等の推移

#### 1 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、平成25年4月1日現在、3,303人で、平成20年4月1日から5年間で105人増加しています。

手帳の等級をみると、1級が最も多く、全体の34.0%を占めています。増加率をみても1級が最も大きく、障がいの重度化の傾向がみられます。

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
	合 計	3,198 100.0%	3,257 100.0%	3,394 100.0%	3,429 100.0%	3,397 100.0%	3,303 100.0%
等 級	1 級	1,020 31.9%	1,039 31.9%	1,083 31.9%	1,097 32.0%	1,132 33.3%	1,123 34.0%
	2 級	522 16.3%	525 16.1%	544 16.0%	533 15.5%	524 15.4%	514 15.6%
	3 級	471 14.7%	476 14.7%	505 14.9%	523 15.3%	516 15.2%	518 15.7%
	4 級	719 22.5%	753 23.1%	794 23.4%	814 23.7%	809 23.8%	760 23.0%
	5 級	253 7.9%	248 7.6%	256 7.6%	245 7.2%	223 6.6%	214 6.4%
	6 級	213 6.7%	216 6.6%	212 6.2%	217 6.3%	193 5.7%	174 5.3%



年齢をみると、18歳未満が2.0%、18歳以上が98.0%となっており、18歳以上の身体障がい者がほとんどを占めています。身体障害者手帳所持者についても、高齢化が進んでいます。

年齢別（18歳未満・18歳以上）身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年齢	18歳未満	57 1.8%	58 1.8%	58 1.7%	64 1.9%	66 1.9%	66 2.0%
	18歳以上	3,141 98.2%	3,199 98.2%	3,336 98.3%	3,365 98.1%	3,371 98.1%	3,237 98.0%

（各年4月1日現在）

障がいの種類でみると、肢体不自由が全体の55.4%を占めています。次に内部障がいが多く、28.7%となっています。

障がい別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
障がいの種類	視覚障がい	260 8.1%	256 7.9%	263 7.8%	267 7.8%	251 7.5%	251 7.6%
	聴覚・平衡機能障がい	265 8.3%	264 8.1%	273 8.0%	275 8.0%	249 7.3%	234 7.1%
	音声・言語・そしやく機能障がい	34 1.1%	35 1.1%	39 1.1%	43 1.3%	39 1.1%	39 1.2%
	肢体不自由	1,755 54.9%	1,786 54.8%	1,843 54.3%	1,873 54.6%	1,875 55.2%	1,831 55.4%
	内部障がい	884 27.6%	916 28.1%	976 28.8%	971 28.3%	983 28.9%	948 28.7%

（各年4月1日現在）

## 2

## 知的障がい者

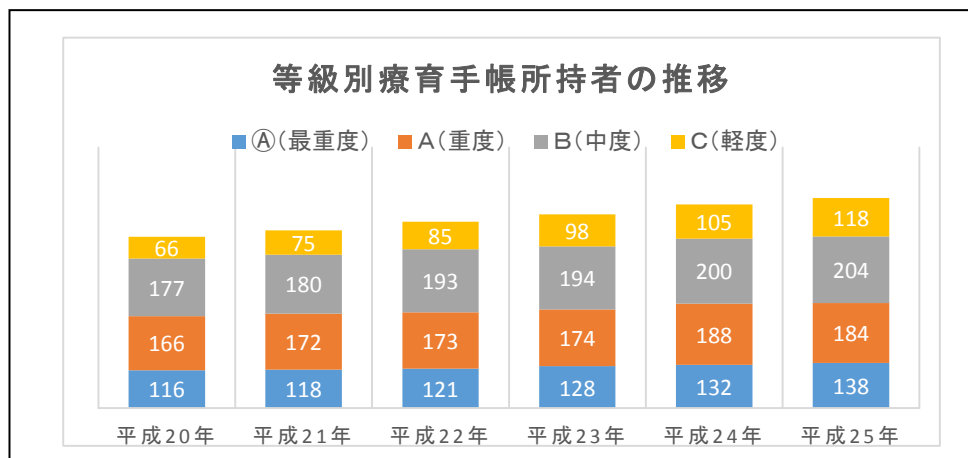
療育手帳所持者数は、平成25年4月1日現在644人です。過去5年間で119人増加しました。障がいの程度でみると、最重度が21.4%、重度が28.6%、中度が31.7%、軽度が18.3%で、この5年間で構成比に大きな変化はありません。

等級別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
等級	合計	525 100.0%	545 100.0%	572 100.0%	594 100.0%	625 100.0%	644 100.0%
	①(最重度)	116 22.1%	118 21.6%	121 21.2%	128 21.5%	132 21.1%	138 21.4%
	A(重度)	166 31.6%	172 31.6%	173 30.2%	174 29.3%	188 30.1%	184 28.6%
	B(中度)	177 33.7%	180 33.0%	193 33.7%	194 32.7%	200 32.0%	204 31.7%
	C(軽度)	66 12.6%	75 13.8%	85 14.9%	98 16.5%	105 16.8%	118 18.3%

(各年4月1日現在)



年齢別にみると、平成25年4月1日では、18歳未満が28.4%、18歳以上が71.6%です。平成20年と比較すると、18歳未満の割合が微増しています。

年齢別(18歳未満・18歳以上)療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年齢	18歳未満	139 26.5%	146 26.8%	156 27.3%	172 29.0%	187 29.9%	183 28.4%
	18歳以上	386 73.5%	399 73.2%	416 72.7%	422 71.0%	438 70.1%	461 71.6%

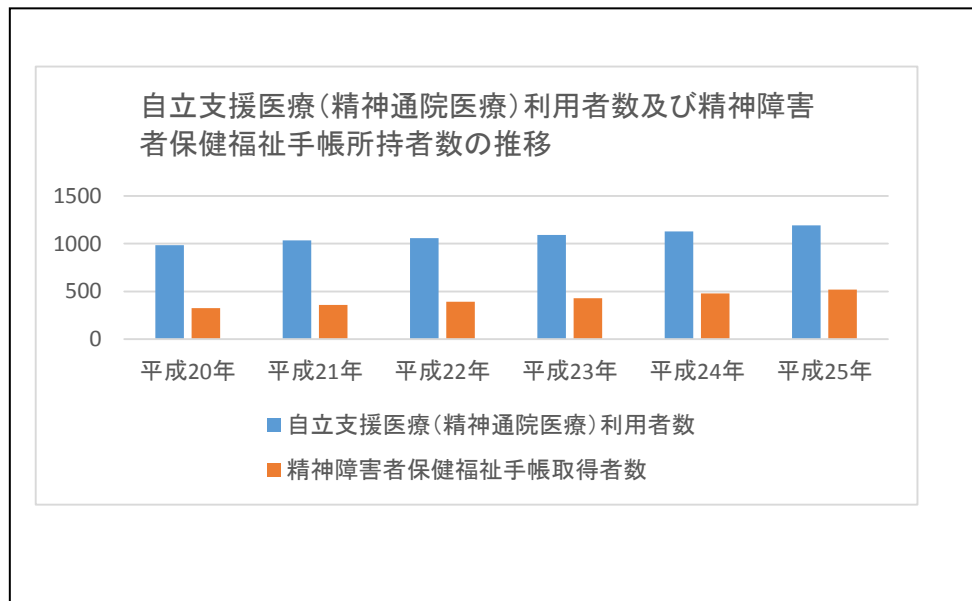
(各年4月1日現在)

## 3

## 精神障がい者

平成25年4月1日の自立支援医療（精神通院医療）利用者数は1,191人で、5年前と比較すると206人増加しています。

平成25年3月1日の精神障害者保健福祉手帳所持者数は518人で、5年前と比較すると192人増加しています。



自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移 (単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
自立支援医療（精神通院医療）利用者数	985	1,036	1,058	1,092	1,127	1,191

(各年4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
合計		326 100.0%	358 100.0%	391 100.0%	429 100.0%	478 100.0%	518 100.0%
等級	1級	23 7.1%	28 7.8%	36 9.2%	43 10.0%	42 8.8%	44 8.5%
	2級	229 70.2%	254 70.9%	261 66.8%	292 68.1%	331 69.2%	352 68.0%
	3級	74 22.7%	76 21.3%	94 24.0%	94 21.9%	105 22.0%	122 23.5%

(各年3月1日現在)

## 4

## 難病患者

平成26年3月31日の特定疾患医療給付受給者は745人、先天性血液凝固因子欠乏症等受給者は2人、小児慢性特定疾患医療費給付受給者は97人です。

難病患者数の推移 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合 計	862 100.0%	890 100.0%	844 100.0%
特定疾患医療給付受給者	765 88.8%	793 89.1%	745 88.3%
先天性血液凝固因子欠乏症等受給者	2 0.2%	2 0.2%	2 0.2%
小児慢性特定疾患医療費給付受給者	95 11.0%	95 10.7%	97 11.5%

(各年度3月31日現在)



## 5

## 障がいのある児童・生徒等

平成26年5月1日の特別支援学級は、小学生が48人、中学生が25人となっています。3年前と比較すると、8人増加しています。

特別支援学級児童生徒数の推移 (単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合 計	65 100%	65 100%	71 100%	73 100%
小学校	43 66.2%	40 61.5%	44 62.0%	48 65.8%
中学校	22 33.8%	25 38.5%	27 38.0%	25 34.2%

(各年5月1日現在)

平成26年5月1日の市内から特別支援学校への通学者は、小学部29人、中学部31人、高等部48人です。3年前と比較すると、合計で20人増加していますが、なかでも中等部の生徒が19人増加しています。

市内から特別支援学校に通学している生徒数の推移 (単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合 計	88 100%	108 100%	95 100%	108 100%
小学部	26 29.6%	33 30.6%	32 33.7%	29 26.9%
中学部	12 13.6%	17 15.7%	18 18.9%	31 28.7%
高等部	50 56.8%	58 53.7%	45 47.4%	48 44.4%

(各年5月1日現在)

平成26年4月1日の未就学の知的障がい児は19人です。

未就学児（知的障がい児）の推移 (単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
未就学児	19	21	22	19

(各年4月1日現在)

## 第2節 アンケート調査の結果から

### 1 調査概要

#### (1) 調査目的

本調査は、「第2次鴻巣市障がい者計画」及び「第4期鴻巣市障がい福祉計画」の策定に向けて、障がい者の日常生活の状況、将来への希望、考え方を把握し、施策に反映することを目的に実施しました。

#### (2) 調査対象

次の方の内から無作為抽出により1,500名の方を対象としました。

- ア 身体障害者手帳の所持者
- イ 療育手帳の所持者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の所持者
- エ 自立支援医療（精神通院）受給者で障害福祉サービスの利用者
- オ 難病患者手当受給者で障害者手帳を所持していない者

#### (3) 調査時期

平成26年5月15日～7月5日

#### (4) 調査方法

郵送配布郵送回収

#### (5) 回収状況

対象者	対象者数	有効回答数	有効回収率
身体障がい者	990人	843人	56.2%
知的障がい者	182人		
精神障がい者	158人		
精神通院者	20人		
難病患者	150人		

### 2 主な調査結果

#### (1) 年齢・生活場所（問1、問3）

回答者の男女別の割合は、男性が51.2%、女性が47.6%、未回答が1.2%となっており、平均年齢は60.2歳です。前回調査（平成18年）と比較すると、平

均年齢が0.9歳上昇しており、障がい者の高齢化が進んでいます。

また、障がい者の89.0%が自宅で暮らしています。前回調査と比較すると、自宅で暮らしている障がい者の割合が6.1%上昇しています。

「性別」 (単位：%)

回答者数	男性	女性	未回答
843	51.2	47.6	1.2

「年齢」 (単位：%)

	回答者数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
H26	843	0.9	3.6	4.9	8.1	8.9	11.6	19.7	39.0	3.3
H18	1201	2.0	3.4	6.1	7.5	7.2	14.0	19.0	36.4	4.4

「生活場所」 (単位：%)

	回答者数	自宅で暮らしている	病院に入院している	福祉施設に入所している	その他	無回答
H26	843	89.0	2.8	5.2	2.0	1.0
H18	1201	82.9	4.0	9.2	2.3	1.6

## (2) 今後、利用したい日中活動の場 (問8) (複数回答)

今後、利用したいと思う日中活動の場としては、「自宅で過ごしたい」と回答した人が最も多くなっています。続いて、「一般の企業などで働きたい」「施設で入浴等介護を受けながら創作的活動等を行いたい」が多くなっています。前回調査も、ほぼ同様の回答順位となっています。

(単位：%)

	回答者数	自宅で過ごしたい	学校などに通いたい	一般の企業などで働きたい	交流等を行う所で過ごしたい	創作的活動や社会との交流等を行いたい	施設で入浴等介護を受けながら創作的活動等を行いたい	医療機関で機能訓練等を受けながら過ごしたい	自立した日常生活・社会活動ができる訓練を受けたい	職場定着のための支援を受けたい	施設内や企業において過ごしたい	難しいが就労等をして過ごしたい	一般企業等での就労は難しいが就労等をして過ごしたい
H26	843	63.2	3.7	13.0	5.3	9.7	6.5	7.1	5.6	7.1			
H18	1201	59.4	3.2	10.2	8.5	8.7	8.1	8.7	6.4	8.0			

※「その他」「無回答」を省略

## 調査結果から

◇自宅ででの生活を希望する声が多くあげられています。これらの在宅生活を支援するサービスの提供が求められています。また、就労や施設での活動を希望する声も多くあげられており、これらの日中活動の受け皿の整備も求められています。

### (3) 今後、希望する生活形態（問 16）

今後、希望する生活形態としては、「自宅での生活」が最も多くなっています。続いて、「施設に入所して暮らしたい」「共同生活援助（グループホーム）」を希望する人が多くなっています。前回調査も、ほぼ同様の回答順位となっています。

（単位：％）

	回答者数	い 自宅 で暮ら した	共 同生 活援 助 （グ ル ー プ ホ ー ム）	施 設に 入所 して 暮ら した い	病 院に 入院 して 暮ら した い	そ の 他	無 回 答
H26	843	79.5	4.4	6.6	1.2	3.1	5.2
H18	1201	73.9	6.1	6.7	1.3	3.7	8.3

#### ➡ 調査結果から

◇自宅での生活を希望する声が多くあげられています。これらの在宅生活を支援するサービスの提供が求められています。また、共同生活援助や施設での生活を希望する声も多くあげられており、これらの生活の場の受け皿として、入所施設（障害者支援施設）やグループホームの設置も求められています。

#### (4) 障がい者が働くために大切な環境整備（問15）（複数回答）

障がい者が働くために大切な環境整備としては、「健康状態にあわせた働き方ができること」が最も多くなっています。続いて、「自分の家の近くに働く場があること」「事業主や職場の人達が障がい者雇用を理解していること」「障がいのある人に適した仕事が開発されること」「就労の場を斡旋したり相談できる場が整っていること」となっています。順位の変動はありますが、上位5位以内の回答は、前回調査と同様です。

（単位：％）

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
H26	843	健康状態にあわせた働き方ができること 45.0	自分の家の近くに働く場があること 42.5	事業主や職場の人達が障がい者雇用を理解していること 38.7	障がいのある人に適した仕事が開発されること 32.4	就労の場を斡旋したり相談できる場が整っていること 30.5
H18	1201	自分の家の近くに働く場があること 36.6	事業主や職場の人達が障がい者雇用を理解していること 34.6	健康状態にあわせた働き方ができること 33.8	障がいのある人に適した仕事が開発されること 33.5	就労の場を斡旋したり相談できる場が整っていること 25.4

※ 上位5項目を掲載

#### ➡ 調査結果から

- ◇個々の障がいにあった仕事や働き方ができるなど、障がいの特性に応じた多様な働く場の確保が求められています。
- ◇就労にあたっては、事業者や従業員の障がいへの理解の促進が、障がい者雇用を促し、雇用の定着化を図ることから、事業者への障がい者雇用の理解を求めるための働きかけが重要です。
- ◇就労の斡旋や調整する機能も求められています。

### (5) 外出の際に困っていること（問 21）（複数回答）

外出の際に困っていることとしては、「歩道が狭く、道路に段差が多い」が最も多くなっています。続いて、「障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない」「他人との会話が難しい」が多くなっています。前回調査と比較すると、「障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない」以外は、同じ回答が上位 5 位以内に入っています。

（単位：％）

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
H26	843	歩道が狭く、道路に段差が多い 18.5	障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない 14.7	他人との会話が難しい 14.0	建物などに階段が多く、利用しにくい 13.9	自動車や自転車等に身の危険を感じる 11.6
H18	1201	歩道が狭く、道路に段差が多い 18.2	自動車や自転車等に身の危険を感じる 15.2	他人との会話が難しい 14.8	建物などに階段が多く、利用しにくい 13.7	障がい者用のトイレが少ない 12.9

※ 上位 5 項目を掲載

### ➡ 調査結果から

- ◇道路や建物の段差等施設のバリアフリーが求められています。各施設への働きかけを進めていきます。
- ◇障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない、他人との会話が難しいとの意見があることから、市民全体の障がいへの理解をさらに促進することにより、外出時の見守り、助け合いを図ることが重要です。
- ◇自動車や自転車等に身の危険を感じるとの意見があることから、障がいのある人に配慮した交通環境を確保するため、交通安全運動などによるモラルの向上に努めます。

(6) 健康管理や医療で困っていること・不便に思ったこと (問 12) (複数回答)

健康管理や医療については、「特に困ったことはない」が最も多くなっています。具体的に困っていることは、「医療費の負担が大きい」「専門的な治療を行う医療機関がない」「近所に診てくれる医師がない」「症状が正確に伝わらず必要な治療が受けられない」「受診手続き等、障がいのある人への配慮が不十分」が5位以内となっています。前回調査も、ほぼ同様の回答順位となっています。

(単位：%)

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
H26	843	特に困ったことはない 45.3	医療費の負担が大きい 15.4	専門的な治療を行う医療機関がない 14.4	近所に診てくれる医師がない 10.1	症状が正確に伝わらず必要な治療が受けられない・受診手続き等、障がいのある人への配慮が不十分 6.2
H18	1201	特に困ったことはない 33.9	医療費の負担が大きい 18.1	専門的な治療を行う医療機関がない 10.8	受診手続き等、障がいのある人への配慮が不十分 9.2	近所に診てくれる医師がない 8.6

※ 上位5項目を掲載

➡ 調査結果から

- ◇専門的な治療を行う医療機関の不足や、身近な地域での医療機関の不足（往診も含む）が訴えられており、安心して受診できる医療機関の確保に向けた取り組みが求められています。
- ◇症状を正確に伝えることができない、受診手続きが困難などのコミュニケーションの面で問題を抱えています。医療機関に対する障がいへの理解促進を図ることが重要です。

### (7) 災害発生時に困ると思われること（問 29）（複数回答）

災害発生時に困ることについては、「安全なところまですぐに避難することができない」が最も多くなっています。続いて、「被害状況、物資の入手方法などがわからない」「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「障がいにあった避難所が近くにない」が5位以内となっています。前回調査と比較すると、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」以外は、同じ回答が上位5位以内に入っています。

(単位：%)

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
H26	843	安全なところまですぐに避難することができない 40.7	被害状況、物資の入手方法などがわからない 33.9	どのような災害が起こったのか、すぐにわからない 26.7	まわりの人とのコミュニケーションがとれない 19.9	障がいにあった避難所が近くにない 19.7
H18	1201	安全なところまですぐに避難することができない 44.6	どのような災害が起こったのか、すぐにわからない 33.4	被害状況、物資の入手方法などがわからない 30.5	障がいにあった避難所が近くにない 23.6	救助を求めることができない 20.1

※ 上位5項目を掲載

### ➡ 調査結果から

- ◇災害時等緊急時に、災害等の発生を理解させ避難を促すためのしくみが求められています。
- ◇安全なところへの避難に困難を伴う障がい者も多く、災害時等緊急時ににおいて、地域の助け合いや警察、消防との連携が重要です。
- ◇まわりの人とのコミュニケーションに不安を抱えている障がい者が多いことから、災害時の障がい者に対するコミュニケーション支援が重要です。
- ◇避難先においても、障がい者に配慮した避難所が求められています。



### (8) 福祉サービスなどの情報の入手先 (問 31) (複数回答)

福祉サービスなどの情報の入手先としては、「市のホームページ・広報紙」が最も多くなっています。続いて、「家族、親せき」「テレビ、ラジオ、新聞」「病院、診療所」「友人、知人」が5位以内となっています。順位の変動はありますが、上位5位以内の回答は、前回調査と同様です。

(単位：%)

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
H26	843	市の広報紙 ・ホームページ 50.4	家族、親せき 21.5	テレビ、ラジオ、 新聞 19.1	病院、診療所 14.9	友人、知人 11.5
H18	1201	市の広報紙 ・ホームページ 39.8	テレビ、ラジオ、 新聞 15.0	家族、親せき 13.9	友人、知人 12.9	病院、診療所 11.4

※ 上位5項目を掲載

#### 調査結果から

◇市の広報紙、ホームページなど多くの人が利用している情報源を、障害の状況に応じた、使いやすいものへと更に充実していくことが重要です。

### (9) 今後の生活で不安に思っていること（問 17）（複数回答）

今後の生活で不安に思っていることは、「障がい（病気）のこと」が最も多くなっています。続いて、「経済的なこと」「家族のこと」「家事など日常生活のこと」「住まいのこと」が5位以内となっています。前回調査と比較すると、回答項目に一部変更がありますが、おおむね同様な回答となっています。

（単位：％）

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
H26	843	障がい（病気）のこと 54.6	経済的なこと 48.3	家族のこと 38.9	家事など日常生活のこと 29.4	住まいのこと 14.2
H18	1201	障がいや病気のこと 41.8	生活費について 36.4	介護してくれる人について 24.6	家事など日常生活のこと 17.7	親の高齢化について 9.2

※ 上位5項目を掲載

### ➡ 調査結果から

- ◇障がいや病気についての不安を抱えた障がい者が多く、相談できる場所の確保・充実を図るとともに、障がい者一人ひとりにあったケアマネジメント体制の確立が求められています。
- ◇経済的な不安を抱えた障がい者も多いことから、経済的支援についての利用促進を図るとともに、制度の周知徹底が求められています。
- ◇介護者の高齢化が課題となっています。介護者の負担軽減を図るためのサービスを充実するとともに、地域での相互扶助のしくみの構築が求められています。
- ◇障がい者が安心して暮らすことができる、住まいの場の確保が求められています。

### (10) 福祉サービスの利用意向（問9）（複数回答）

実際の利用状況と今後の利用意向では、「福祉タクシー券又は自動車燃料券の助成」の割合が最も多くなっています。実際の利用者の割合と利用希望者の割合の差が最も大きいのは、7.6ポイントの「相談支援事業」となっています。

（単位：％、B-A：ポイント）

回答者数 843	福祉タクシー券又は 自動車燃料券の助成	デイサービス	補装具の交付	ショートステイ	日常生活用具の給 付	ホームヘルプサ ービス	生活サポ ート助成 事業	相談支援事業	地域活動支援セン ター事業	移動支援事業	グループホーム
実際にサービスを利用している人の割合(A)	29.9	13.4	11.7	8.3	7.8	7.1	4.9	4.0	3.9	3.8	3.1
今後、サービスを利用したい人の割合(B)	16.0	4.7	5.1	6.5	5.6	6.9	9.3	11.6	6.6	6.4	5.0
(差 B-A)	-13.9	-8.7	-6.6	-1.8	-2.2	-0.2	4.4	7.6	2.7	2.6	1.9

回答者数 843	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ガイドヘルパーの派 遣	送迎自動車貸出事業	手話通訳者の派遣
0 実際にサービスを利用している人の割合(A)	2.4	2.3	2.1	1.1	0.8
今後、サービスを利用したい人の割合(B)	6.8	3.0	4.5	2.5	1.2
(差 B-A)	4.4	0.7	2.4	1.4	0.4

### 調査結果から

- ◇福祉タクシー券又は自動車燃料券の助成は、障がい者の社会参加を促進することから、今後の継続が求められています。
- ◇相談支援事業の一層の充実を図るため、相談支援体制の整備が求められています。

### (11) 市の障がい者施策の「現在の満足度」と「今後の重要度」（問 34）

市の障がい者施策の中で「現在の満足度」が最も高いものは、「雇用の促進と安定」となっています。続いて、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進」「交通移動手段の整備」「安全・安心のまちづくりの推進」「医療・リハビリテーションとの連携強化」が5位以内となっています。

また、市の障がい者施策の中で「今後の重要度」が最も高いものは、「スポーツ・文化活動の推進」となっています。続いて、「交流・ふれあい活動の推進」「ボランティア活動の推進」「生涯活動の推進」「広聴・広報・啓発活動の推進」が5位以内となっています。

「現在の満足度」

(単位：%)

回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
843	雇用の促進と安定 19.1	バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進 17.3	交通移動手段の整備 15.4	安全・安心のまちづくりの推進 15.3	医療・リハビリテーションとの連携強化 15.2

※上位5項目を掲載

「今後の重要度」

(単位：%)

回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
843	スポーツ・文化活動の推進 3.7	交流・ふれあい活動の推進 3.4	ボランティア活動の推進 3.2	生涯活動の推進 3.1	広聴・広報・啓発活動の推進 2.9

※上位5項目を掲載

### 調査結果から

- ◇ジョブサポートこうのすなど、障がい者が就労しやすい環境づくりに向けた施策の満足度が最も高くなっています。
- ◇スポーツ・文化活動の推進を求められています。具体的には障がいの特性に応じて適切な指導のできるスポーツ指導者の確保が求められています。また、文化活動については、幅広い創作活動とそれを支援するボランティア活動等を一層支援していく必要があります。

### 第3節 障がい福祉サービスの利用状況

#### 1 訪問系サービス

サービス	単位	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
居宅介護	時間／月	1,211 時間	1,392 時間	2,120 時間
	利用人数／月	71 人	97 人	125 人
重度訪問介護	時間／月	1,398	2,329	3,861
	利用人数／月	5	9	17
行動援護・同行援護	時間／月	79	205	405
	利用人数／月	6	27	52
重度障害者包括支援	時間／月	0	0	0
	利用人数／月	0	0	0

#### 2 日中活動系サービス

サービス	単位	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
生活介護	人日／月	706 人日	2,096 人日	3,513 人日
	利用人数／月	41 人	129 人	180 人
自立訓練 (機能訓練)	人日／月	25 人日	25 人日	3 人日
	利用人数／月	4 人	3 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	人日／月	21 人日	85 人日	191 人日
	利用人数／月	1 人	7 人	13 人
就労移行支援	人日／月	166 人日	328 人日	461 人日
	利用人数／月	11 人	26 人	40 人
就労継続支援 (A型)	人日／月	0 人日	2 人日	10 人日
	利用人数／月	0 人	1 人	1 人
就労継続支援 (B型)	人日／月	555 人日	921 人日	2,021 人日
	利用人数／月	45 人	70 人	113 人
療養介護	利用人数／月	0 人	1 人	8 人
短期入所	人日／月	106 人日	163 人日	114 人日
	利用人数／月	15 人	20 人	21 人

\*人日とは…「月間の利用人数」×「一人一月当たりの利用日数(基本 22 日)」

### 3 居住系サービス

サービス	単位	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
共同生活援助 共同生活介護	利用人数／月	42 人	63 人	88 人
施設入所支援	利用人数／月	39 人	81 人	85 人

### 4 相談支援等サービス

サービス	単位	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
計画相談支援	利用人数／月	0 人	0 人	236 人
地域移行支援	利用人数／月	0 人	0 人	3 人
地域定着支援	利用人数／月	0 人	0 人	1 人

## 第4節 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき障がい者及び障がい児が個人として尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る目的に実施される事業で、利用状況は次のとおりとなっている。

サービス	平成20年度	平成23年度	平成25年度
1 相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所
2 成年後見制度利用支援事業	0件	0件	0件
3 意思疎通支援事業			
手話通訳者派遣事業	698件	832件	1,039件
要約筆記者派遣事業	34件	17件	25件
手話通訳者設置事業	2名	2名	2名
4 日常生活用具給付事業	3,069件	1,761件	1,807件
5 障害者移動支援事業	87人 5,446時間	111人 5,637時間	136人 6,424時間
6 地域活動支援センター事業	2箇所	2箇所	2箇所
7 重度障害者訪問入浴サービス事業	17人	16人	22人
8 更生訓練費等支給事業	3人	1人	0人
9 手話奉仕員養成講座等	17人	26人	16人
10 自動車運転免許取得費助成事業	2件	0件	1件
11 自動車改造費助成事業	4件	5件	1件
12 障がい者スポーツ・レクリエーション大会事業	1回	1回	1回
13 日中一時支援事業	13人	11人	7人

## 第3章 施策の展開（障がい者計画）

### 第1節 理解・交流の促進

～ 市民誰もがお互いに素直な心でふれあうために ～

- 1 広聴・広報・啓発活動の推進
- 2 福祉教育の充実
- 3 交流・ふれあい活動の推進
- 4 ボランティア活動の推進

#### 1 広聴・広報・啓発活動の推進

これまで広報や啓発活動などにより、障がいに関する正しい知識の普及に努めてきましたが、いまだ偏見等の心の壁があります。今後も継続して広報・啓発活動を実施し、「心のバリアフリー」を実現していくことが重要です。

特に精神障がい者については、障がいに対する正しい理解や疾病予防のための知識を広め、誤解や偏見を取り除くとともに、精神障がい者の社会復帰に対する理解を得られるよう働きかけていきます。

#### ○ 広報紙、ホームページ等を活用した広報・啓発活動の推進

施策の内容	広報「かがやき」やホームページを積極的に活用するとともに、啓発パンフレット等を作成し、障がいや障がい者について市民の正しい理解が得られるよう努めます。 また、社会福祉協議会においても、広報紙「社協だより」や「ボランティアセンターだより」、社協ホームページ等を積極的に活用し、障がい者福祉についての関心や理解を深めていただくとともに、各種イベントの案内を行い、地域福祉活動への推進につながるよう努めます。
目標	障がいに対する正しい理解や、疾病予防のための知識を広め、誤解や偏見を取り除きます。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会



○ 「障がい者週間（12月3日～9日）」記念事業の開催

<p><b>施策の内容</b></p>	<p>障がい者（児）・ボランティアが連携をし、市民とともに障がいに対する正しい理解を深める交流の中で、差別のないノーマライゼーションの思想を社会に広められるように努めます。</p> <p>また、障がい者福祉についての関心と理解を深め、障がい者が社会、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるように努めます。</p>
<p><b>目標</b></p>	<p>障がい者（児）と市民がともに理解しあえる地域社会を作ります。</p>
<p><b>担当課等</b></p>	<p>福祉課、社会福祉協議会</p>

○ 広聴活動の推進

<p><b>施策の内容</b></p>	<p>広聴制度を充実させ、障がい者の意向の把握に努めます。</p> <p>障がい者団体との連携により効果的な施策を展開し、情報交換を図ります。</p> <p>また、社会福祉協議会では、総合福祉センターを拠点として活動している障がい者・ボランティア団体から、日々変化する障がい者福祉への状況を把握するように努めます。その上で、ニーズに合った施策の展開を図ります。</p>
<p><b>目標</b></p>	<p>障がい者や障がいのない方の心のバリアフリーを図ります。</p>
<p><b>担当課等</b></p>	<p>福祉課、秘書課、社会福祉協議会</p>

学校教育において、福祉についての理解を深めることは重要なことです。新学習指導要領においても福祉に関する指導を進めることが示されています。

障がいの有無にかかわらず、子供たちが地域の人々と活動を共にすることは、子供たちの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があります。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことはとても重要です。

交流及び共同学習の実施など、小・中学校等における教育活動を通じ、障がい者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進します。

また市民への理解を深めるため、福祉講座や講習会の開催などの啓発・広報活動を展開します。

### ○ 学校の教育課程における福祉教育の推進

施策の内容	児童・生徒の発達段階に応じて、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心や社会奉仕への精神が芽生えるような育成を図ります。
目標	児童生徒の障がい者に対する理解を深めていきます。
担当課等	学務課、学校支援課、社会福祉協議会

### ○ 福祉協力校の指定

施策の内容	福祉協力校指定の拡充をはじめ、福祉施設等との交流活動の機会の促進に努め、障がい者福祉についての理解やボランティアについての知識を学べる機会を促進し、助成金を福祉教育に有効に活かしていただけるよう努めます。
目標	教員や施設関係との連携を図り、障がい者の自立の向上を図ります。
担当課等	福祉課、学校支援課、社会福祉協議会

### ○ 福祉講座や講演会の開催（生涯学習事業への参加促進）

施策の内容	市民への障がい者福祉への理解を深める講座や講演会の開催などを促進し、福祉教育の充実や情報提供を進めます。 また、ボランティア講座等の充実をはじめ、市内関係機関や隣接した地域との関係を強化し、体系的な福祉教育を促進します。 障がい者や障がい者福祉に従事する方を講師とした、福祉講座等の開催を図ります。
目標	講座や講演会等を通じ、障がい者に対する理解を深めます。
担当課等	生涯学習課、福祉課、社会福祉協議会、公民館

障がい者とともに活動することのできる社会を築くためには、交流・ふれあいの機会が十分にあること、障がい者の社会参加を促進することが重要です。

障がい者団体などが行う障がい者と地域との交流を図るための活動を支援し、共に生きる社会づくりを促進します。

#### ○ 福祉施設と地域との交流

施策の内容	福祉施設を交流の場とすることにより、市民の施設に対する理解を深め、障がい者福祉への理解・促進を図ります。 また、ふれあいの場の拠点として活用できるように協力体制の強化を図ります。
目標	福祉施設関係者と地域住民の交流拡大を図り、障がい者への理解を深めます。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

#### ○ ふれあい広場の開催（障がい者団体・ボランティア・福祉施設等の協力）

施策の内容	子供、障がい者、高齢者、市民が、お互いのことを理解しあう“ふれあい広場”を開催します。 また、市民が気軽に参加できる内容のイベントや企画の立案に努めます。
目標	障がい者との交流を図り、地域社会づくりを一緒に進めます。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

## 4

## ボランティア活動の推進

障がい者が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉サービスのみならず、障がい者を支えるボランティア活動の一層の充実が重要です。

近年は、高齢化の進展、家族構成の変化、自由時間の増大、生活の質や豊かさの重視などを背景として、ボランティア活動への関心が高まっています。ボランティアの養成と活動の場づくりに向けた取り組みが重要です。

市民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するように努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

## ○ ボランティア交流・活動拠点の充実

施策の内容	障がい者の生活を支援するボランティアを含めた、各種社会貢献活動団体の育成や活動を促進するため、その交流・活動拠点を整備し、ここを拠点に団体の養成及び社会貢献活動の啓発・相談及び情報提供を図ります。
目標	ボランティア団体の活動推進を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

## ○ ボランティア養成講座等の開催

施策の内容	ボランティアを始めようとする方から、スキルアップを図りたい方まで実践的なボランティア養成講座の開催を促進します。
目標	社協ボランティアセンターにより、ボランティアの養成を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

## 第2節 就学前教育・学校教育の充実

～ 子供たち一人ひとりの個性がすくすくと伸ばされるように ～

- 1 就学前教育の充実
- 2 学校教育の充実

### 1 就学前教育の充実

障がいのある子供に対しては、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

このため、健康診査等により早期発見を図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の連携や、埼玉県で実施している障害児等療育支援事業との連携を推進します。

療育支援については、基盤整備は図られましたので、より身近な地域で療育相談や指導が受けられるように支援体制の充実を図ります。

#### ○ 障がい児保育の充実

施策の内容	障がいのある子供とない子供との集団保育を行うことにより、障がいのある子供の心身の発達を促す障がい児保育を充実します。
目標	障がい児の健全な成長と発達を促進します。
担当課等	保育課

#### ○ こども発達支援事業の充実

施策の内容	5歳児健診など乳幼児健康診査事業や健診後の相談体制を充実するとともに、保健所・埼玉県小児医療センター等との連携を強化し、早期支援が必要な幼児の把握に努めます。 つつみ学園を設置し、就学前の心身の発達に遅れのある幼児（概ね3歳前後から）に対して、保育・療育を行い、後の学校教育等の基礎となる心と体を育てる児童発達支援事業の推進を図ります。 また、こどもデイサービスセンターを設置し、言葉及び心身の発達に遅れのある児童やその保護者に、集団・個別指導等のサービスを提供する児童発達支援事業の推進を図ります。
目標	子供の発達を促すとともに、親の子育ての不安を取り除きます。
担当課等	健康づくり課、保育課、学校支援課（教育支援センター）

障がいのある子供の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。また、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するために、支援籍学習をはじめ、あらゆる機会において障がいのある児童生徒とない児童生徒とがともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が求められています。さらに、乳幼児期から学校卒業後まで、教育、医療、保健、福祉、労働等が一体となって障がいのある子供やその保護者に対する相談と支援を行うことが重要であり、一貫した相談支援体制を整備することが必要です。

そのための体制として、幼稚園、小学校、中学校の教職員が、さまざまな障がい及び障がい者に対する理解と認識を一層深めるための研修体制を充実します。

### ○ 特別支援教育の推進

施策の内容	障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。 また、それに携わるボランティアを育成し、地域福祉の推進につながるように努め、近隣の市町村と特別支援学校の連携を強化し、情報交換の充実を図ります。
目標	社会で自立できる自信と力を育成します。
担当課等	学務課、学校支援課（教育支援センター）

### ○ 発達障がい児への対応

施策の内容	LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等に対する教職員の理解を深めるとともに、その指導方法等に対する研修を充実します。 こどもデイサービスセンターを設置し、障がいのある小中学生の放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービス事業を充実して実施することにより、保護者の負担の軽減を図ります。
目標	LD、ADHD、高機能自閉症の専門的な指導者の養成を図ります。
担当課等	学校支援課（教育支援センター）、こども未来課、保育課、健康づくり課

○ 就学・教育相談体制の充実

<p><b>施策の内容</b></p>	<p>教育相談室の周知を図り、福祉、児童、保健等との連携を強化し、就学前の早い時期から相談に応じるなどの支援に努めます。</p> <p>保護者の就学に関する適切な進路決定を支援するため、「就学支援委員会」を充実させるとともに、保育園等への巡回相談による情報の収集や特別支援学校の見学会、就学相談を推進します。</p> <p>就学後の継続的相談活動を充実するため、校内就学支援委員会を充実させ、研究の促進や専門機関との連携を進めます。</p>
<p><b>目標</b></p>	<p>医療、福祉等との連携を図りながら、就学支援委員会の充実を図り、よりよい就学支援を行います。</p>
<p><b>担当課等</b></p>	<p>学校支援課（教育支援センター）</p>

## 第3節 雇用・就労の促進

～自分の適性に合わせて働くことによるこびを知ることができるように～

- 1 雇用の促進と就労支援
- 2 就労機会の拡大

### 1 雇用の促進と就労支援

仕事を持つということは、社会的・経済的に自立するための重要な条件ですが、障がい者が働く場合、働き続けるための支援が不可欠です。

そのためには、就労に向けた支援と就労した後の定着支援を充実していくことが大切です。平成22年6月に障がい者就労支援センターを開設し、就労相談、事業所訪問、ハローワークや採用面接などへの同行支援、就労後の定着支援などを実施し、障がい者の就労支援を図っています。

平成25年1月には、ハローワークの一部業務と市の内職相談等を一体的に実施する「就労支援センター」がエルミこうのすアネックス3階に開設され、同時に、障がい者就労支援センターも同所に移転しました。これにより、ハローワークへ行かなければできなかった求職の登録、求人検索、職業相談、職業紹介等が隣接の就労支援センターで行うことができ、障害者への就労支援を迅速かつ効率的に推進することが可能となりました。

また、平成25年4月から、一般企業の障がい者法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられたことから、さらなる障がい者の雇用促進が期待されます。

今後もハローワーク、埼玉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携した職業訓練、職業紹介、就労相談など、よりきめの細かい就労支援を図るとともに、求人開拓、障がい者向け就職セミナー、職場体験などの障がい者への就労支援と障がい者が安心して長く働き続けることができるよう、職場定着支援の充実を図ってまいります。

また、一般就労に就くことが困難な方の日中活動の場として、就労継続支援事業や地域活動支援センター、福祉的就労の場の確保を一層推進することが重要です。

(注)

#### ①特定求職者雇用開発助成金

公共職業安定所等の紹介で障がい者を雇用したとき、賃金の一部を一定期間助成するものです。

問い合わせ先 大宮公共職業安定所 (TEL 048-667-8609 FAX 048-651-0331)

行田公共職業安定所 (TEL 048-556-3151 FAX 048-564-8455)

#### ②障害者雇用納付金制度

障がい者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うための事業主の共同拠出による制度です。

問い合わせ先 埼玉高齢・障害者雇用支援センター (TEL 048-814-3522 FAX 048-814-3515)



### ③障害者雇用助成金

障がい者を新たに雇い入れたり、障がい者の雇用を継続するために障がいに配慮した職場環境を整備したり、職場への適応や仕事の習熟のためのきめの細かい指導を行うなど、適切な雇用管理をするための費用の一部を助成します。

問い合わせ先 埼玉高齢・障害者雇用支援センター（TEL 048-814-3522 FAX 048-814-3515）

## ○ 障がい者就労支援センターの充実

施策の内容	障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、身近な地域において障がい者が安心して働き続けることができるよう、就労相談、職場開拓、ハローワークへの登録や面接試験などへの同行支援や定期的な職場訪問、相談、職場内での実務支援などの就労後の定着支援を実施し、障がい者の就労支援を図ります。 また、ハローワーク、埼玉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、職業訓練、求人開拓、障がい者向け就職セミナー、職場体験などの充実も図ります。
目標	身近な地域において、障がい者が安心して働き続けることができるように努めます。
担当課等	福祉課、産業振興課

## ○ 職業能力・訓練の促進

施策の内容	障がいの種類や程度・職業能力に合わせ、作業能力の向上につながる確な訓練ができるよう、ハローワーク、埼玉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、各種職業訓練を奨励するとともに、地域の就労移行支援事業所を利用した実践的な訓練の促進に努めます。
目標	就労に向けた職業能力・訓練の促進を図ります。
担当課等	福祉課

## ○ 市職員採用の推進

施策の内容	障がい者雇用の推進に努め、職域開発等の研究を進めます。 職場における労働条件の整備、環境づくりを進めます。
目標	市職員への任用を図り、障がい者雇用の推進に努めます。
担当課等	職員課

## ○ 市内事業所の理解と協力の促進

施策の内容	障がい者も社会の一員として種々の分野で活躍できるというノーマラ
-------	---------------------------------

	イゼーションの理念のもとで、障がい者も経済社会を構築する労働者の一員として社会参加することは極めて自然なことです。障がい者の雇用に対する理解と認識を深めるため、広報、市のホームページ及び市内事業所への訪問などによる啓発を図ります。
目標	障がい者雇用の一層の推進が図れるよう、啓発に努めます。
担当課等	福祉課、産業振興課

### ○ 就労移行支援事業の実施

施策の内容	一般就労等の移行に向けて、実習、職場探し等を通じ、適性に応じた職場への就労を支援します。 また、個人にあった就労に必要な知識や技術の向上のために、就労移行支援事業所等への紹介を図ります。
目標	就労移行にむけて、職業紹介、求職活動支援、求人開拓等を推進します。
担当課等	福祉課、産業振興課

### <障がい者の法定雇用率とは>

障がい者の法定雇用率とは、「障害者の雇用促進に関する法律」により、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率以上になるよう義務づけています。(精神障がい者については、現在雇用義務はありませんが、雇用した場合は、身体障がい者・知的障がい者を雇用したものと見なされます。)

#### ○障害者の法定雇用率（平成25年4月1日現在）

民間企業	2.0%
国、地方公共団体	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

#### ○法定雇用率が適用となる事業主の範囲

従業員50人以上の事業主

## 2

## 就労機会の拡大

市における入札の実施等において、障がい者雇用率達成企業を優遇するなどを検討し、障がい者の就労機会の拡大を図ります。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行にしたがい、市内の障がい者就労施設等で製作された物品等の受注促進等を図り、施設に就労する障がい者等の自立の促進を図ります。

また、あしたば第一作業所を含む4施設は、平成24年4月から障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行し、就労継続支援B型及び生活介護サービスを行う事業所として、更なる事業内容の充実を図ります。

## ○ 障がい者就労施設等で製作された物品等の販路拡大

施策の内容	市主催イベントの記念品や「障がい者週間」などの啓発用品として、障がい者就労施設等で製作された物品等の活用を図ります。 また、社会福祉協議会でのイベントやボランティア関係者への啓発用品として、市内の障がい者就労施設等で製作された物品等のPR及び活用を図り、総合福祉センター等での展示即売の充実促進を図ります。また、廃棄用紙・空き缶等のリサイクル品の収益確保を図ります。
目標	障がい者の能力や適性に応じて、働くことの支援や環境づくりを推進し、製品等の販路の拡大を図り、障がい者の工賃向上に努めます。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

## ○ 市業務の委託・優先発注の推進

施策の内容 及び目標	市内の障がい者就労施設等で製作された物品等の受注や市業務の委託促進を図り、施設等に就労する障がい者等の自立の促進を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

## ○ 就労継続支援事業（A型・B型）の実施

施策の内容	就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を図ります。 また、一般就労に就くことができない方の日中活動の場として、就労機会の提供を行います。
目標	日中活動の場と就労機会の提供を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

○ あしたば第一作業所等の充実（就労継続支援B型及び生活介護）

<p><b>施策の内容</b></p>	<p>就労継続支援B型及び生活介護サービスを行う事業所として、次の取り組みを行い、事業内容の充実に努めます。</p> <p>通所者の適性に応じた作業内容、施設外への作業派遣等を研究し、多様な訓練に努めます。</p> <p>在宅で活動の場がない障がい者の把握や、相談等の機能を検討します。</p> <p>通所希望者の円滑な受け入れができるよう、学校関係機関等との連携を図ります。</p> <p>花き産業や人形製造業など産業界の協力を得つつ、障がい者職域開発等の研究を検討します。</p> <p>受注作業の充実に努めるとともに、製作する物品等の拡充と品質の向上に取り組み、関係機関の協力のもと販路拡大を図り、利用者に支払う工賃の向上に努めます。</p>
<p><b>目標</b></p>	<p>通所者の自立に向けた支援を図ります。</p>
<p><b>担当課等</b></p>	<p>福祉課、社会福祉協議会</p>

## 第4節 余暇活動・生きがい活動の充実

～ うるおいのあるいきいきとした生活を送れるように ～

- 1 生涯学習の推進
- 2 スポーツ・文化活動の推進
- 3 障がい者団体の育成及び相互交流の促進

### 1 生涯学習の推進

生涯学習活動は、障がいがある人もない人も共に参加することができるような配慮が必要です。このため、手話通訳者の配置や外出に必要な支援等を一層充実する必要があります。

#### ○ 各種講座等への参加促進

施策の内容	学習支援体制の整備充実、学習機会の拡充、地域に開かれた学校、高齢社会への対応、コミュニティの形成とまちづくりを進める各施策を展開します。 広報紙、生涯学習ガイドブック、社協だよりなどを活用し、生涯学習情報の提供の拡充に努めます。 各講座の開催については、障がいがある人も参加できるように配慮していきます。 障害のある人の外出等の支援として、移動支援事業や生活サポート事業の周知を図ります。
目標	障がい者の参加しやすい環境づくりを図ります。
担当課等	生涯学習課、福祉課、社会福祉協議会、公民館

#### ○ 聴覚障がい者の社会教養講座の実施

施策の内容及び目標	聴覚障がい者が社会生活を営む上で、必要な知識・技能を習得する社会教養講座を実施します。
担当課等	公民館

## 2

## スポーツ・文化活動の推進

障がい者がスポーツ活動を行うためには、それぞれの障がいの特性に応じて適切な指導のできるスポーツ指導者の確保が求められます。

障がい者の文化・芸術活動については、幅広い創作活動とそれを支援するボランティア活動等を一層支援していく必要があります。

## ○ 障がい者スポーツ・レクリエーション大会の開催

施策の内容	障がい者がスポーツを通じて健康維持・増進を図るとともに、ボランティアを交えた交流や親睦を深めるため、障がい者スポーツ・レクリエーション大会を開催します。
目標	障がい者スポーツの普及・振興を図り、障がい者の健康増進、社会参加を進めます。
担当課等	福祉課、スポーツ健康課、社会福祉協議会

## ○ 県スポーツ大会への参加促進

施策の内容	県スポーツ大会に参加する障がい者が増えるよう、障がい者スポーツの普及・振興・支援を行います。
目標	より多くの方が県スポーツ大会に参加し、他市町村の方等との交流・ふれあいが持てるように努めます。
担当課等	福祉課、スポーツ健康課

## ○ 文化・芸術活動の推進

施策の内容	埼玉県の機関をはじめ、文化団体や生涯学習人材バンクを活用しつつ、各種文化活動に関する情報提供に努めるとともに、障がい者の活動に対する支援策を検討します。 学習・交流の場として、コミュニティセンター等の活用を促進します。 障がい者が生きがいを持って生活が送れるように、文化・芸術活動への参加を促します。
目標	文化、芸術に親しめるよう、施設・設備の充実を図ります。
担当課等	生涯学習課

## ○ スポーツ・文化活動の指導者の養成

施策の内容	スポーツ、レクリエーションや文化活動において、年齢や障がいの状況にあった活動が出来るように努めます。
目標	スポーツや文化活動が出来るよう、指導員の育成を図ります。
担当課等	福祉課、生涯学習課、スポーツ健康課

○ 地域イベントへの参加促進

施策の内容	地域イベントに参加する障がい者が増えるよう、ハード・ソフト両面における配慮に努めます。
目標	地域イベントにおいて、ハード・ソフト両面における配慮の促進を図ります。
担当課等	福祉課、観光戦略課

### 3 障がい者団体の育成及び相互交流の促進

障がいのある人とない人の相互交流を深めることで、お互いの理解を深めることが重要です。障がい者団体やボランティアサークルの活動を支援することで、障がい者の社会参加を促します。

○ 障がい者団体及びボランティアサークルの活動支援

施策の内容	障がい者団体及びボランティア団体の活動を支援することで、障がい者の社会参加を促し、ボランティア団体や障がいのない人との信頼関係を深めます。
目標	障がい者団体等の活動の場の提供及び育成を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

## 第5節 福祉サービスの充実

～ いつでも必要な支援を受けながら快適に暮らせるように ～

- 1 相談・情報提供体制の整備
- 2 日中活動の場の確保
- 3 住まいの場の確保
- 4 福祉人材の養成・確保
- 5 経済的支援

### 1 相談・情報提供体制の整備

障がい者が住み慣れた地域で豊かでゆとりのある生活を過ごすためには、まず相談や情報提供等の体制を充実し、必要とするサービスが的確に利用できるように援助する必要があります。

また、総合的な相談活動を実施するためには、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に関する専門的な知識を有する人材の養成が必要です。

#### ○ 障がい者相談支援体制の整備

施策の内容	障がい者の多様なニーズにきめ細やかに対応するため、市内2事業所に相談支援事業を委託し、障がい者からの相談に応え、必要な情報の提供や必要なサービス等の利用に向けた支援を行っていますが、より一層の周知を図るとともに、制度の充実を図ります。
目標	障がい者一人ひとりの状況を踏まえ、ニーズに合ったサービスの提供ができるように努めます。
担当課等	福祉課

#### ○ 自立支援協議会の充実（北本市との共同設置）

施策の内容	障がい者の相談支援事業を円滑に進めるため、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行う自立支援協議会の活性化を図ります。 また、自立支援協議会内に設置した精神部会、就労部会、生活部会などの活動の充実に努めます。なお、精神部会では、フォーラム開催により障がい者の自立を支援し、障害や障がい者に対する関心をより一層高め、理解を深めるよう更なる充実を図ります。
目標	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、関係機関等との連携の緊密化を図ります。
担当課等	福祉課、健康づくり課、北本市障がい者福祉課



○ 手話の普及

施策の内容	聴覚に障がいのある人への理解や知識を深めるため、手話講習会や講座などを開催し、手話の普及を推進します。
目標	聴覚に障がいのある人への理解及び手話の普及を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会、公民館

○ 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業等の充実

施策の内容	聴覚及び音声・言語機能障がい者に対し、市役所内に手話通訳派遣事務所を設置するとともに、手話通訳者の派遣を行います。また、要約筆記者の派遣も、平成18年10月から開始しました。 さらに、手話通訳者の養成のための講習会の内容を充実し、手話通訳者の育成に努めるとともに、要約筆記者の養成のための講習会を実施し、要約筆記者の育成に努めます。
目標	手話通訳者、要約筆記者の育成に努め、制度の充実を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

○ 視聴覚障がい者情報提供の充実

施策の内容	点字広報、声の広報の発行促進や、市立図書館と協力し、視聴覚障がい者関係図書等の整備を図ります。 メール配信サービスを利用した、市政やイベントなどの情報提供の充実を図ります。 拡大読書器など、視覚障がい者用福祉機器の設置を進めます。 点字講習会等の養成事業の充実を図ります。 視覚障がい者等の生活訓練サービスを検討します。 視覚障がい者の外出援助を図るため、ガイドヘルパー派遣事業を充実します。 主要施設における、文字案内や緊急避難電光誘導装置のあり方等を研究します。
目標	視聴覚障がい者が情報を受けられるように図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

○ 市広報、市ホームページ等を活用した情報提供

施策の内容	広報等については、点字広報・声の広報の発行を促進します。 市ホームページ等を利用した情報提供を進めます。
目標	市の情報を、障がいの有無にかかわらず、共有できるように図ります。
担当課等	福祉課、秘書課、社会福祉協議会

○ 障がい者ガイドブックの作成、活用

施策の内容	障がい者の福祉サービスに関するガイドブックを作成することにより、広く情報を提供し、生活における福祉の増進を図ります。
目標	障がい者にわかりやすくサービス等の内容を案内し、障がい者がサービス等を活用できるように図ります。
担当課等	福祉課

## 2 日中活動の場の確保

障がい者の在宅生活を可能とするための「ホームヘルプ」「ショートステイ」等のサービスは、必要不可欠なため、より一層の充実を図る必要があります。

視覚障がい者や全身性障がい者の外出を支援するための取り組みを充実します。

○ 自立生活支援の推進

施策の内容	障がい者が地域の中で自立した生活を営むことができるように、自立した生活の支援を推進します。
目標	地域で自立した生活が可能となるよう、支援を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

○ 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）の拡充

施策の内容	ヘルパー事業の拡充を図ります。また、社会福祉協議会で実施している住民参加による有償の在宅福祉家事援助サービスの提供体制を充実します。
目標	ホームヘルプサービスの需要増加に応えられるよう、サービス事業所の拡充を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

○ 短期入所（ショートステイ）の拡充

施策の内容	介護者が病気などの理由により介護できない場合、障がい者に障害者支援施設等に短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
目標	介護者の負担軽減を図れるよう、サービス事業所の拡充を図ります。
担当課等	福祉課

○ 外出介護員派遣事業（ガイドヘルプサービス）等外出支援の充実

施策の内容	<p>社会生活上必要な外出が困難な視覚障がい者（1～3級）に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出の介助を行います。</p> <p>在宅の重度の全身性障がい者に対して、外出援助等を行う介護人を派遣します。</p> <p>障がい者や介護者の交通手段を円滑にし、利便性の向上と社会参加の推進を図るため、リフト付送迎車の貸出しを行います。</p>
目標	障がい福祉ガイドブックや広報紙等により周知し、社会参加の促進を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

○ 障がい児（者）生活サポート事業の充実

施策の内容	<p>介護者の外出等による在宅の障がい児（者）及び家族の介護需要に対し、一時預かりや派遣等のサービスを提供します。また、移動困難者の外出、通院等を支援するため、福祉有償運送による移送や外出援助を行います。</p>
目標	家族の負担軽減を図れるよう、支援を図ります。
担当課等	福祉課

○ 訪問入浴サービス事業の充実

施策の内容	障がい者の健康保持及び介護の負担軽減を図るため、家庭での入浴が困難な重度障がい者に対し、巡回入浴車により入浴サービスを行います。
目標	重度障がい者の清潔の保持及び健康増進を図り、介護者の負担軽減を図ります。
担当課等	福祉課

○ 補装具・日常生活用具の普及促進

施策の内容	<p>身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするために必要な補装具の交付（修理）事業の普及促進を図ります。</p> <p>日常生活がより円滑に行われるように、重度障がい者及び難病患者等の日常生活用具の給付事業や、小児慢性特定疾病児の日常生活用具給付事業の推進を図ります。</p>
目標	補装具等の支給制度の周知を徹底し、対象者がもれなく利用することができるよう努めます。
担当課等	福祉課

○ 精神障がい者施策の推進

<p><b>施策の内容</b></p>	<p>保健所による精神保健相談等の協力を得て、保健センター等による保健相談の充実に努めます。</p> <p>精神保健福祉担当者会議（保健所管内）によるネットワークを利用し、精神保健福祉施策の推進を図ります。</p> <p>埼玉県障害保健福祉圏域及び医療機関・関係機関と十分な連携を取り、地域での生活を支援するための事業について検討します。</p> <p>精神保健に関する知識や理解を促進するため、啓発活動に努めます。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳制度の活用を促進するため、情報提供を図ります。</p>
<p><b>目標</b></p>	<p>精神障がい者に対する理解と知識の啓発を図ります。</p>
<p><b>担当課等</b></p>	<p>健康づくり課、福祉課、保健所</p>

○ 地域活動支援センターの設置

<p><b>施策の内容</b></p>	<p>地域生活支援事業である地域活動支援センターを活用し、障がい者の日中活動の場と、社会との交流の促進を図ります。</p>
<p><b>目標</b></p>	<p>事業の周知を図ることにより、より多くの障がい者の利用を促進し、社会との交流の活発化を図ります。</p>
<p><b>担当課等</b></p>	<p>福祉課</p>

グループホーム等の共同生活住居は、障がい者が地域で生活するために有効であるため、整備を推進する必要があります。

施設サービスの内容については、障がいの重度化、重複化、高齢化に対応するため、より一層の保健・医療機関等との連携を図る必要があります。

施設サービスの質については、プライバシーへの配慮や適切な苦情処理体制、モニタリング評価の実施などにより、質を向上させる必要があります。

また、地域の拠点として、在宅サービスや相談支援サービスを充実することにより、障がい者の地域生活、または、地域生活移行に必要な支援を図る必要があります。

さらに、精神科医療機関において社会的入院生活をされている方の地域移行支援を推進するため、自立訓練施設などの整備を推進します。

#### ○ 居住支援（グループホーム、福祉ホーム）

施策の内容	在宅の障がい者が共同で生活する場として、福祉施設等の支援を得ながら関係福祉団体とともに、グループホーム等の設置を促進します。
目標	民間事業者が、新規にグループホーム等を設置しようとする際の援助を行い、多くのホームが設置されるよう努めます。
担当課等	福祉課

#### ○ 住宅改善支援の充実

施策の内容	障がいの程度や住宅環境に応じた適切な居宅改善を促進するため、障がい者や高齢者向けの住宅相談を推進します。 障がい者の日常生活用具給付事業の住宅改修、重度障がい者の居宅改善費助成や社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。
目標	障がい者のニーズに対応した適切な改造を行い、バリアフリー化された住宅の形成を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

## 4

## 福祉人材の養成・確保

障がい者の増加や多様化するニーズに適切に対応し、障がい者の生活を支援していくためには、福祉を支えるマンパワーの資質の向上と量的な確保が求められます。保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、NPO、ボランティアによる支えが不可欠であり、地域におけるNPO、ボランティア活動を支援します。

## ○ 地域福祉を担う人材の養成・確保

<b>施策の内容</b>	ボランティアセンター機能の充実を図ります。 また、ボランティア団体・障がい者団体・市民等の情報連携を行うため、各種情報誌の発行などにより、情報提供の促進に努めます。 さらに、各種ボランティア講座などの拡充により、ボランティアの育成にも努めます。
<b>目標</b>	地域における支援体制づくりが図られるよう、ボランティアの拡充に努めます。
<b>担当課等</b>	福祉課、社会福祉協議会

## 5

## 経済的支援

障がい者の就労状況については、法定雇用率の改定などにより、かなり改善されてきていますが、なかなか就労に結びつかない方や、就労しても雇用条件などに経済的不安を抱えている方が多く、経済的な安定を援助することが重要です。

各種公共料金の減免制度や、年金・手当制度の利用促進を図るため、制度の周知を徹底することにより、経済的な支援を推進します。

## ○ 各種減免制度の周知

施策の内容	障害者手帳の種類や程度に応じて、JR・バス・有料道路及びタクシー運賃などの割引制度、税金の控除、NHK受信料の減免、点字郵便物などの無料扱いなど、様々な減免や割引制度があります。これらの制度の利用促進を図るため、今後も制度の周知徹底を図ります。
目標	各種減免制度を周知徹底し、障がい者の経済的支援を図ります。
担当課等	福祉課

## ○ 年金・手当制度の周知

施策の内容	障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、重度心身障害者手当、難病患者手当、在宅重度障害者介護者手当、小児慢性特定疾病児手術見舞金など、公的年金及び手当制度についての周知徹底を図ります。
目標	公的年金及び手当制度について、周知を図ります。
担当課等	福祉課、こども未来課、年金事務所、

## 第6節 権利擁護の推進

～ 障がい者虐待の防止と権利擁護のために ～

- 1 障がい者の権利擁護の推進
- 2 障がい者虐待の防止及び養護者の支援
- 3 障がいを理由とする差別の解消の推進

### 1 障がい者の権利擁護の推進

意思能力が十分ではないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい障がい者や認知症高齢者が、安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使の援助などを進めます。

#### ○ 相談支援体制の充実

施策の内容	地域で生活をしていく中で、金銭管理や意思表示の困難な障がい者等が安心して暮らせるよう、相談支援機関との連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。
目標	障がい者が気軽に相談できる、相談支援機関の充実に図ります。
担当課等	福祉課、相談支援事業者

#### ○ 人権教育・人権啓発の推進

施策の内容	障がい者が個人として尊重されるためには、障がい者に対する理解を深めることが大切です。障がいのある人もない人も、等しく人権が尊重されるように、人権教育及び人権啓発の推進を図ります。
目標	人権教育・人権啓発の一層の充実に図ります。
担当課等	福祉課、やさしさ支援課

#### ○ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進

施策の内容	精神障がい、知的障がい、認知症などの理由で、判断能力が不十分な人に対して、地域で自立した生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護の充実に図ります。
目標	障がい者の権利擁護の充実に図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会



## 成年後見制度の推進

施策の内容	精神障がい、知的障がい、認知症などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、不利益や悪質商法の被害に遭わないように、権利と財産を守り、支援する成年後見制度を推進します。
目標	障がい者の権利擁護と財産保護を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

## 2 障がい者虐待の防止及び養護者の支援

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることが、極めて重要であるとの観点から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（略称：障害者虐待防止法）が平成23年6月に公布され、平成24年10月1日から施行になりました。

この障害者虐待防止法では、「何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならない」として広く虐待行為を禁止するとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見したものに対する通報義務を課しています。

障がい者虐待を防止するためには、市民や関係者に対しての啓発や、正しい理解の普及を図ることが必要です。また、障がい者虐待が発生した場合は、虐待を受けた障がい者の迅速、かつ、適切な保護及び養護者に対する支援等を行います。

### ○ 障がい者虐待防止の推進

施策の内容	障がい者虐待を未然に防止するため、市民や関係者に対して、広報、市ホームページ及びパンフレットの配布など様々な機会を通じて、障害者虐待防止法の周知を図るほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がいや障がい者虐待に関する正しい理解の普及を図ります。
目標	障がい者虐待の防止を図ります。
担当課等	福祉課

### ○ 障がい者虐待防止センターの設置

施策の内容	障がい者虐待に関する通報や届出の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導や助言、また、障がい者虐待の防止に関する広報・啓発を行う「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待への対応と障がい者虐待の防止を図ります。
目標	障がい者虐待への適切な対応を図ります。
担当課等	福祉課

## 3

## 障がい者を理由とする差別の解消の推進

平成28年4月1日に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき今後示される国の基本方針に従い、障がい者を理由とする差別の解消に向け、必要な施策を検討し、推進します。

## ○ 障がい者を理由とする差別の解消の推進

施策の内容	事務又は事業を行うにあたり、障がい者を理由として、不当な差別的取扱いとならないようにします。また、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を図ります。
目標	障がい者を理由とする差別の解消の推進を図ります。
担当課等	福祉課、職員課

## 第7節 保健・医療の充実

～ 安心して保健・医療サービスを受けられるように ～

- 1 障がいの早期発見・早期対応の推進
- 2 医療・リハビリテーションとの連携の強化

### 1 障がいの早期発見・早期対応の推進

障がいを早期に発見し、早期治療・療育、各種保健・福祉施策へと適切な誘導がなされるためには、専門医の確保やきめ細かな相談指導、保護者に対する精神的な支援体制を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携を強めていくことが重要です。

乳幼児期の母子保健施策については、早期発見・早期療育がある程度成果をあげていますが、専門医の確保等により障がいの予防、軽減を一層推進する必要があります。

#### ○ 母子保健サービス体制の整備

施策の内容及び目標	各種健康教育及び訪問指導を実施し、育児支援と病気や障がいの早期発見・早期療育に努め、適切な療育指導につなげます。 各種健康診査や健康教育の場として、保健センター機能を拡充します。
担当課等	健康づくり課

#### ○ 母子健康診査の充実

施策の内容及び目標	妊婦に対し、母子健康手帳の交付・健康診査を実施し、健康管理を支援します。 乳幼児の発育・発達段階に応じた健康診査や相談を実施し、適切な医療機関や事業等につなげます。
担当課等	健康づくり課

#### ○ 相談の充実

施策の内容及び目標	育児不安や子供の発達等の不安等の解消を図るため、相談体制の充実を図ります。
担当課等	健康づくり課、こども未来課、保育課、学校支援課（教育支援センター）

○ 医療機関・教育部門・福祉部門の連携

<b>施策の内容 及び目標</b>	個々の障がい児が早期に適切な療育を受けることができるように、関係機関との連携を強化します。 関連部局の連携を強化し、育成・療育の推進や各種サービス支援などを推進します。
<b>担当課等</b>	健康づくり課、福祉課、学校支援課（教育支援センター）、こども未来課

## 2 医療・リハビリテーションとの連携の強化

生活習慣病を未然に防ぐことは、日常生活の活動を高め、QOLを向上させる効果もあることから、保健事業をより一層推進することが重要です。

また、障がい者の多様な医療ニーズに応えられるよう、専門医療を充実させる必要があります。

特にリハビリテーション医療については、地域における医療機関や福祉施設が、連携を取りながら推進していく必要があります。

障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、医療と福祉サービスの連携による支援策をより一層推進する必要があります。

○ 医療体制との連携の強化

<b>施策の内容 及び目標</b>	埼玉県地域保健医療計画に基づき、各医療機関における早期治療とリハビリテーション医療体制及び夜間・休日診療や訪問診療等の充実に向けた連携を図ります。 意思の疎通が困難な障害者が医療機関に入院する際に、コミュニケーション等支援員を派遣し、医師、看護師等との意思疎通の円滑化を図ります。
<b>担当課等</b>	健康づくり課、福祉課

○ 身体障害者健康診査事業の実施

<b>施策の内容</b>	常時車椅子を使用する在宅の身体障がい者に対して、じょくそう、変形、ぼうこう機能障がい等の発生を予防することを目的に、市内医療機関で健康診査を実施します。
<b>目標</b>	車椅子を常時使用している身体障がい者の身体機能障がいを予防し、健康の増進を図ります。
<b>担当課等</b>	福祉課

○ 障がい者自立支援医療の周知

施策の内容	自立支援医療制度（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。平成25年度から更生医療に加え、育成医療が市に権限委譲されました。
目標	広報紙やパンフレット等により制度の周知を図り、対象者の制度利用を図ります。
担当課等	福祉課

○ 医療費公費負担制度の周知

施策の内容	重度心身障害者医療費助成などの制度の周知を図ります。
目標	重度心身障がい者に対し、医療費に関する負担を軽減するために助成金を支給し、福祉の増進を図ります。 なお、今後の制度の維持のため制度内容について検討を行います。
担当課等	福祉課

○ 健康づくりの推進

施策の内容 及び目標	各種健康診査や相談事業の充実を図るとともに、健康診査の受診手続の簡素化に努めます。 市民一人ひとりの生涯にわたる健康的な生活の実現を図るため、市民と行政が一体となった健康づくりの推進に努めます。 生活習慣病の予防、健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談の充実努めます。
担当課等	健康づくり課

○ 障がい者等歯科診療業務の実施

施策の内容	一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者等に対し、麻酔を用いての歯科治療を含めた、専門性の高い診療所を開設します。
目標	一般歯科診療所では受診できない障がい者等を、身近な市内で診療できる体制を整えます。
担当課等	健康づくり課、福祉課

## 第8節 福祉のまちづくりの推進

～ 誰もがやさしさとあたたかさを感じるまちづくりを進めるために ～

- 1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進
- 2 交通・移動手段の整備

### 1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障がい者や高齢者をはじめとする全ての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいの中で、生きがいを持って生活することができる地域社会の実現が、強く求められています。全ての人があらゆる分野の活動に参加することができるように、ハード及びソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除き、安全で快適なまちづくりを整備していくことが必要です。一般住宅におけるバリアフリー化の一層の推進のため、各種助成制度、融資制度を充実させるとともに、高齢の障がい者に関しては、介護保険制度と協調し推進を図ります。公共的な施設についても、ユニバーサルデザインの一層の普及と、これに基づくまちづくりを推進する必要があります。

#### ○ 障がい者・高齢者等にやさしいまちづくりの推進

施策の内容	障がい者や高齢者など全ての人が、安全で快適な生活を送ることができる都市環境の整備を促進するため、関連各課が連携し、総合的な福祉のまちづくりを推進します。
目標	バリアフリー化を図り、社会参加しやすくなるようにまちづくりの推進を図ります。
担当課等	都市計画課、道路課、市街地整備課、福祉課、介護保険課

○ 公共的な施設等のユニバーサルデザイン

<p>施策の内容</p>	<p>障がい者や高齢者など全ての人が利用しやすい公共施設に改善するため、障がい者仕様エレベーター、障がい者対応トイレ、スロープ等の設置を進めます。</p> <p>公園等の整備に際しては、障がい者や高齢者などの利用に配慮した施設の整備に努め、特に施設のバリアフリー化のため、使いやすいトイレ、障がい者専用駐車スペースの確保等に配慮します。</p>
<p>目標</p>	<p>バリアフリー化を図り、社会参加しやすくなるようにまちづくりの推進を図ります。</p>
<p>担当課等</p>	<p>都市計画課、道路課、市街地整備課、福祉課、介護保険課</p>

## 2

## 交通・移動手段の整備

障がい者が日常生活及び社会参加をする上で、電車やバス・タクシーなど誰もが利用しやすい移動手段と、公共施設や道路など移動環境の整備の確保は、非常に重要です。

バリアフリー新法（高齢者、障がい者、妊婦等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）の施行により、交通事業者の旅客施設や車輛等のバリアフリー化が義務化されたことに従い、エレベーターや多目的トイレの設置、ノンステップバスの導入など公共交通機関のバリアフリー化が進んでいます。また、施設や道路などの移動環境についてもバリアフリー化が進められていますが、利用しやすい案内表示、音声案内の導入や移動の妨げになる物の撤去等、障がい者や高齢者の視点に立ったきめの細かい配慮が重要となっています。

## ○ 公共交通機関等への働きかけ

施策の内容	障がい者や高齢者、子供など誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう施設整備をするとともに、分かりやすい案内表示の整備についても鉄道事業者に働きかけます。 障がい者や高齢者など誰もが利用しやすいバスにするため、ノンステップバスの一層の普及を働きかけるとともに、利用しやすい案内板や屋根付きバス停留所等の整備を働きかけます。
目標	障がい者に対応したバリアフリー化を進めます。
担当課等	都市計画課、道路課

## ○ 歩行空間の改善整備

施策の内容	障がい者や高齢者等を含め、誰もが安全で安心して利用できる歩行者空間の創出を図るため、幅の広い歩道の整備や歩道の段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進します。 放置自転車や歩道乗り上げ駐車、看板等による交通妨害を解消するため、是正指導を進めます。
目標	歩行者空間のバリアフリー化を推進します。
担当課等	道路課



○ 移動支援事業等の充実

<p><b>施策の内容</b></p>	<p>障がい者の社会参加を促進するため、障害者等移動支援事業、障がい児(者)生活サポート助成事業、リフト付き車両貸出しサービスの周知を図ります。</p> <p>タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー助成事業について、事業者と協力し制度の周知を推進し、利用促進を図ります。</p> <p>自家用車による移動を支援するため、自動車燃料費助成制度、身体障害者自動車運転免許取得費助成、身体障害者用自動車改造費助成事業の周知を図ります。</p>
<p><b>目標</b></p>	<p>利用促進のための周知及び支援を図り、障がい者の社会参加を促進します。</p>
<p><b>担当課等</b></p>	<p>福祉課、社会福祉協議会</p>

## 第9節 安心・安全な生活の実現

～ 住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～

- 1 防犯・防災対策の推進
- 2 消費者トラブルの防止

### 1 防犯・防災対策の推進

障がい者が安心して地域生活を送るためには、障がい者に対する犯罪や事故の発生を未然に防止する対策や、火災や地震などの災害による被害を防ぐ対策を、積極的に展開する必要があります。

地域防災計画に基づき防災訓練や啓発を行っていますが、障がい者を含めた要支援者の視点に立った対策を、一層推進する必要があります。障がい者を含めた災害時要支援者に対する防災対策については、鴻巣市地域防災計画に基づき、実施するものとします。

#### ○ 鴻巣市地域防災計画における推進

施策の内容及び目標	地域防災計画に障がい者を含めた、要支援者の視点に立った地域防災対策を推進します。
担当課等	危機管理課

#### ○ 災害時要支援者に対する支援体制の充実

施策の内容及び目標	民生委員・児童委員が障がい者等を訪ねる「見守り活動」の展開など、障がい者等の災害時要支援者に対する、地域住民を中心とした支援体制の充実を図ります。
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

#### ○ 防犯に対する意識の普及・啓発

施策の内容及び目標	防犯に関する広報活動を推進し、警察及び自治会等と連携し、障がい者を含めた地域住民に、防犯に対する意識の啓発を図ります。
担当課等	自治文化課

## ○ 交通安全に対する意識の普及・啓発

施策の内容及び目標	交通事故を防止するため、交通安全教室の開催や広報活動を推進するとともに、警察及び自治会等と連携し、障がい者を含めた地域住民に、交通安全に対する意識の啓発を図ります。
担当課等	道路課

## 2

## 消費者トラブルの防止

障がい者や高齢者が、消費者被害にあうケースが全国的に増えています。これら消費者被害にあわないようにするための対策の推進が求められます。

## ○ 消費者被害への対応

施策の内容	消費者トラブルに巻き込まれないよう、市民に対し、賢い消費者づくりを推進します。
目標	消費者に対応した解決策の相談、啓発事業を進め、意識の高揚を図ります。
担当課等	自治文化課

## 金融犯罪への対応

施策の内容	オレオレ詐欺や還付金詐欺等の金融犯罪にあわないよう、市民に対し、金融犯罪被害の防止を推進します。
目標	市民に対し、犯罪手口の事例や対策を紹介し、多発する金融犯罪に対する啓発、広報活動を進め、意識の高揚を図ります。
担当課等	自治文化課

## 第4章 障がい福祉計画

### 第1節 基本目標（平成29年度の将来像）

#### 1 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成29年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、平成25年度末時点での施設入所者の12%以上を地域生活に移行することとされています。

埼玉県においては、平成25年度末時点の施設入所者の約12%以上の者が平成29年度末までに地域移行することとされていますが、障がい者施設の入所者の削減については、入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況のため、数値は設定しないこととしています。

本市では、平成26年3月末時点の施設入所者85人のうち12%である11人を、平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

項目 期別	施設入所者数		地域生活移行率		地域移行者数	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
第1期 平成18年度 ～平成20年度	※ 平成17年 10月1日 時点 99人	95人 平成20 年度末	10.1%	4.3%	10人	4人
第2期 平成21年度 ～平成23年度		91人 平成23 年度末	10%	4.3%	10人	13人
第3期 平成24年度 ～平成26年度		85人 平成26 年9月末	30%	3.6%	30人	3人
第4期 平成27年度 ～平成29年度	平成26年 3月31日 時点 85人	—	12%	—	11人	—

※第1～3期は、国の指針により「平成17年10月1日時点の施設入所者数」が基準です。

## 2

## 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するための、国の基本方針を踏まえ、精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値を設定します。

国の基本指針においては、入院後3か月時点の退院率については平成29年度における目標を64%とし、入院後1年時点の退院率については平成29年度における目標を91%以上とすることを基本としています。また、長期在院者数については平成29年度6月末時点の長期在院者数を平成24年6月時点から18%以上削減することとしております。

埼玉県においては、埼玉県地域保健医療計画に基づき「1年未満入院者の平均退院率」を平成29年度に、76%とすることを目標値としおります。また、「在院期間1年以上の長期在院者数」を平成29年度6月末時点の長期在院者数を平成24年6月時点から18%以上削減することとしております。

本市では、県の目標値を人口割りした数21人を、「1年未満入院者の退院可能な精神障がい者の数」を地域生活に移行することとし、「在院期間1年以上の長期在院者数」を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%減少した111人を目標とします。

項目	数値	考え方
1年未満入院者の退院可能な者の数	21 人	埼玉県の目標値を人口割した数
【目標値】 平成29年度における地域移行する者の数	21 人	
在院期間1年以上の長期在院者数 (A)	135 人	平成24年6月末時点の長期在院者数(A)
【目標値】 平成29年6月末時点の長期在院者数	111 人	(A)から18%減少する

## 3

## 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成 29 年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすること」とされています。

埼玉県においては、「平成 29 年度の福祉施設利用者の年間一般就労移行実績を、平成 24 年度実績の 3 割以上の増加にすることを目標とする」としています。また、就労移行事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加を、就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率については、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す」としています。

本市では、平成 29 年度末における一般就労への移行者を、県と同様に平成 24 年度実績人数の 3 割増の 17 人を目標とします。

項目 期別	一般就労すると見込まれる者の数		
	計画	実績 (延べ人数)	備考
<b>第1期</b> 平成18年度 ～平成20年度	8人	2人	
<b>第2期</b> 平成21年度 ～平成23年度	8人	14人	
<b>第3期</b> 平成24年度 ～平成26年度	3人	31人	
<b>第4期</b> 平成27年度 ～平成29年度	17人	—	平成24年度実績 (13人)の3割増

## 第2節 障がい福祉サービス必要量の見込み

### 1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護

ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延時間	1,640 時間	2,120 時間	2,692 時間
利用実人数	106 人	125 人	158 人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延時間	3,150 時間	3,510 時間	3,870 時間
利用実人数	175 人	195 人	215 人

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延時間	3,328 時間	3,861 時間	4,981 時間
利用実人数	12 人	18 人	23 人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延時間	6,000 時間	7,200 時間	8,400 時間
利用実人数	25 人	30 人	35 人

#### (3) 同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延時間	50 時間	66 時間	66 時間
利用実人数	12 人	15 人	15 人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延時間	85 時間	90 時間	100 時間
利用実人数	17 人	18 人	20 人

#### (4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい者(児)または統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延時間	238 時間	339 時間	376 時間
利用実人数	25 人	37 人	41 人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延時間	450 時間	500 時間	550 時間
利用実人数	45 人	50 人	55 人

#### (5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延時間	0 時間	0 時間	0 時間
利用実人数	0 人	0 人	0 人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延時間	10 時間	10 時間	10 時間
利用実人数	1 人	1 人	1 人

#### (6) 見込量の確保に向けて

今後利用の拡大が見込まれることから、障がい福祉サービス事業だけでなく介護保険事業などの事業者に対しても呼びかけや情報提供を行うなど、見込量の確保に努めていきます。サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、人材育成のための取り組みを推進します。



## (1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[サービス見込量]

〔月間〕

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	3,425日	3,513日	4,000日
利用実人数	179人	180人	200人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	4,500日	5,000日	5,500日
利用実人数	225人	250人	275人

## 《生活介護の利用者像》

生活介護
<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方。</p> <p>① 障害支援区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）。</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）。</p>

## (2) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

[サービス見込量]

《機能訓練》		〔年間〕		
	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み	
利用延日数	319日	34日	40日	
利用実人数	2人	1人	1人	
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み	
利用延日数	100日	110日	120日	
利用実人数	2人	2人	2人	

《生活訓練》		〔年間〕		
	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み	
利用延日数	1,964日	2,292日	2,300日	
利用実人数	10人	13人	14人	
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み	
利用延日数	2,500日	2,750日	3,000日	
利用実人数	15人	16人	17人	

### 《自立訓練の利用者像》

機能訓練	生活訓練
<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方。</p> <p>③ 盲・ろう・特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方。 等</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。</p> <p>②特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。 等</p>

### (3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる人に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援を実施します。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	360日	461日	620日
利用実人数	31人	40人	53人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	720日	780日	840日
利用実人数	60人	65人	70人

#### (4) 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「A型」と、「B型」があります。

A型は、特別支援学校卒業者や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。なお、この事業の特徴として、定員の2割までの範囲で、定員とは別に、障がい者以外の人を雇用することができます。

B型は、年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。

[サービス見込量]

##### 《A型》

[年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	60日	118日	300日
利用実人数	1人	1人	2人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	450日	600日	750日
利用実人数	3人	4人	5人

##### 《B型》

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	1,922日	2,021日	2,123日
利用実人数	104人	113人	120人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	2,600日	2,900日	3,200日
利用実人数	130人	145人	160人

《就労継続支援の利用者像》

A型	B型
<p>次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に65歳未満）。</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方。</p> <p>④ 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方。</p> <p>③企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方。</p>	<p>次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。</p> <p>①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方。</p> <p>②就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった方。</p> <p>③以上に該当しない方で、50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された方。</p>

（5）療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行います。

[サービス見込量]

[年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	2,555日	2,920日	3,285日
利用実人数	7人	8人	9人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	3,650日	4,015日	4,380日
利用実人数	10人	11人	12人

《療養介護の利用者像》

療養介護
<p>医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人が想定されます。</p>

## (6) 障がい児支援

### ① 児童発達支援

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	236日	237日	400日
利用実人数	44人	48人	66人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	450日	510日	570日
利用実人数	75人	85人	95人

### ② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し児童発達支援及び治療を行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	0日	0日	0日
利用実人数	0人	0人	0人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	3日	3日	3日
利用実人数	1人	1人	1人

### ③ 放課後等デイサービス

障がい児に対して、授業の終了後または休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	344日	410日	1,350日
利用実人数	41人	47人	150人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	1,500日	1,670日	1,800日
利用実人数	165人	185人	200人

#### ④ 保育所等訪問支援

保育所等児童が集団生活を営む施設等に通所する障がい児について、その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	0日	0日	0日
利用実人数	0人	0人	0人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	2日	4日	6日
利用実人数	1人	2人	3人

#### (7) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[サービス見込量]

《福祉型》

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	75日	82日	84日
利用実人数	10人	13人	13人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	85日	87日	89日
利用実人数	14人	14人	15人

[サービス見込量]

《医療型》

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	44日	32日	36日
利用実人数	10人	8人	8人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	45日	48日	56日
利用実人数	8人	9人	9人

#### (8) 見込量の確保に向けて

見込量の確保を図るため、あしたば作業所等の障害福祉サービス事業所の利用状況を踏まえ、実情に応じた支援を強化します。就労継続支援においては安定的な仕事量の確保が重要であることから、授産製品の発注促進や販路拡大等への支援を行っていきます。

## (1) 共同生活援助（グループホーム）

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を行います。

- ・グループホーム（共同生活援助）
- ・ケアホーム（共同生活介護）

障害者総合支援法の改正により、平成26年4月より、ケアホームはグループホームに統合されました。

[サービス見込量]

[年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用実人数	グループホーム 19人 ケアホーム 52人	グループホーム 22人 ケアホーム 66人	91人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用実人数	100人	110人	120人

## (2) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[サービス見込量]

[年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用実人数	88人	85人	88人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用実人数	95人	105人	115人

## 《施設入所支援の利用者像》

施設入所支援
夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者。
① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は、区分3以上）。
② 自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方。

## (3) 見込量の確保に向けて

「入所施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の受け皿のひとつとして、グループホーム等の新設の支援及び入所の支援施設への支援に努めます。市内及び近隣市町村で活動する社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内



へのグループホームの設置を呼びかけます。

## 4 相談支援

支給決定を受けた障がい者で、特に計画的な支援を必要とする者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス利用計画の作成、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整：サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）等を受けた場合、サービス利用計画作成費が支給されます。このサービス利用計画作成費については、利用者負担はありません。

[サービス見込量] [年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用実人数	5人	236人	450人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用実人数	490人	530人	570人

## 5 その他

### (1) 補装具費の支給

身体障がい者・児の失われた身体機能を補完又は代替する目的で、継続的に身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に使用される補装具の購入・修理に係る費用を支給します。

[サービス見込量] [年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用実人数	180人	160人	172人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用実人数	185人	200人	215人

### (2) 自立支援医療

自立支援医療は、障がい者が心身の障がいの状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも一月当たりの負担に上限額が設定するなどの負担軽減策が講じられています。

[サービス見込量] [年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用実人数	1,231人	1,333人	1,439人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用実人数	1,550人	1,680人	1,820人

### 第3節 地域生活支援事業

#### (1) 相談支援事業

障がい者(児)等の福祉に関するさまざまな問題につき、その相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。また、福祉の向上を図るため自立支援協議会を設置し、相談支援事業など地域の障がい者福祉に関する事項を協議します。

相談支援事業	事業所数	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
		2箇所	2箇所	4箇所
		平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
		4箇所	4箇所	4箇所

成年後見制度 利用支援事業	市長申し 立て件数	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
		0件	0件	2件
		平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
		2件	3件	3件

地域自立支援 協議会	開催回数	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
		0回	2回	2回
		平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
		2回	2回	2回

#### (2) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)等に、手話通訳や要約筆記等の方法により障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的に支援を行います。

[サービス見込量]

[年]

手話通訳者派遣	派遣件数	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
		678件	1,039件	1,060件
		平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
		1,100件	1,150件	1,200件

[サービス見込量]

[年]

要約筆記者派遣	派遣件数	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
		15件	25件	28件
		平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
		30件	35件	40件

### (3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、障がい者(児)等に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費を給付します。

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
② 自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具

[年]

	区分	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		24年度実績	25年度実績	26年度見込み	27年度見込み	28年度見込み	29年度見込み
① 介護・訓練支援用具	延給付件数	14件	6件	7件	8件	9件	10件
② 自立生活支援用具		14件	21件	23件	25件	27件	29件
③ 在宅療養等支援用具		9件	7件	8件	9件	10件	11件
④ 情報・意思疎通支援用具		26件	16件	18件	19件	20件	21件
⑤ 排泄管理支援用具		1,767件	1,755件	1,878件	2,010件	2,150件	2,300件
⑥ 住宅改修費		2件	2件	2件	2件	2件	2件
日常生活用具合計		1,832件	1,807件	1,936件	2,073件	2,218件	2,373件

### (4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

[サービス見込量]

[年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延時間	5,901時間	6,424時間	6,620時間
利用実人数	131人	136人	140人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延時間	6,820時間	7,030時間	7,240時間
利用実人数	145人	150人	155人

## (5) 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターの機能を強化して、地域生活を支援します。

[サービス見込量]

[年]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用延人数	12,019人	10,931人	12,000人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用延人数	12,000人	12,000人	12,000人

## (6) その他の事業

### ①訪問入浴サービス事業

家庭において介護なしでは入浴することが困難な重度身体障がい者に、訪問入浴サービスを提供します。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	66日	69日	76日
利用実人数	20人	22人	24人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	85日	95日	105日
利用実人数	27人	30人	35人

### ②日中一時支援助成事業

障がい者(児)を一時的に預かることにより、その保護者等に一時的な休息を提供するサービスを行います。

[サービス見込量]

[月間]

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込み
利用延日数	7日	7日	15日
利用実人数	7人	7人	10人
	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み
利用延日数	30日	40日	50日
利用実人数	15人	20人	25人

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市においては、計画の進行管理を年度ごとに進捗状況を把握し、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の推進に関する事項の調査審議を行う「鴻巣市障害者施策推進協議会」に報告をし、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。

また、第4期障がい福祉計画の終了年度である平成29年度においては計画の見直しを行い、第5期障がい福祉計画の策定を行います。

### 2 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力

埼玉県においては、交通事情や今までの地域のつながりなどを考慮して、市町村より広域的な行政単位として、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図っています。

本市は、鴻巣保健所の所管区内に含まれ、県央障害保健福祉圏域を形成しています。県央障害保健福祉圏域は、本市をはじめ、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町の5市町を管轄しており、今後も広域的な事業等の推進にあたっては、それぞれの市町が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

### 3 地域自立支援協議会の充実

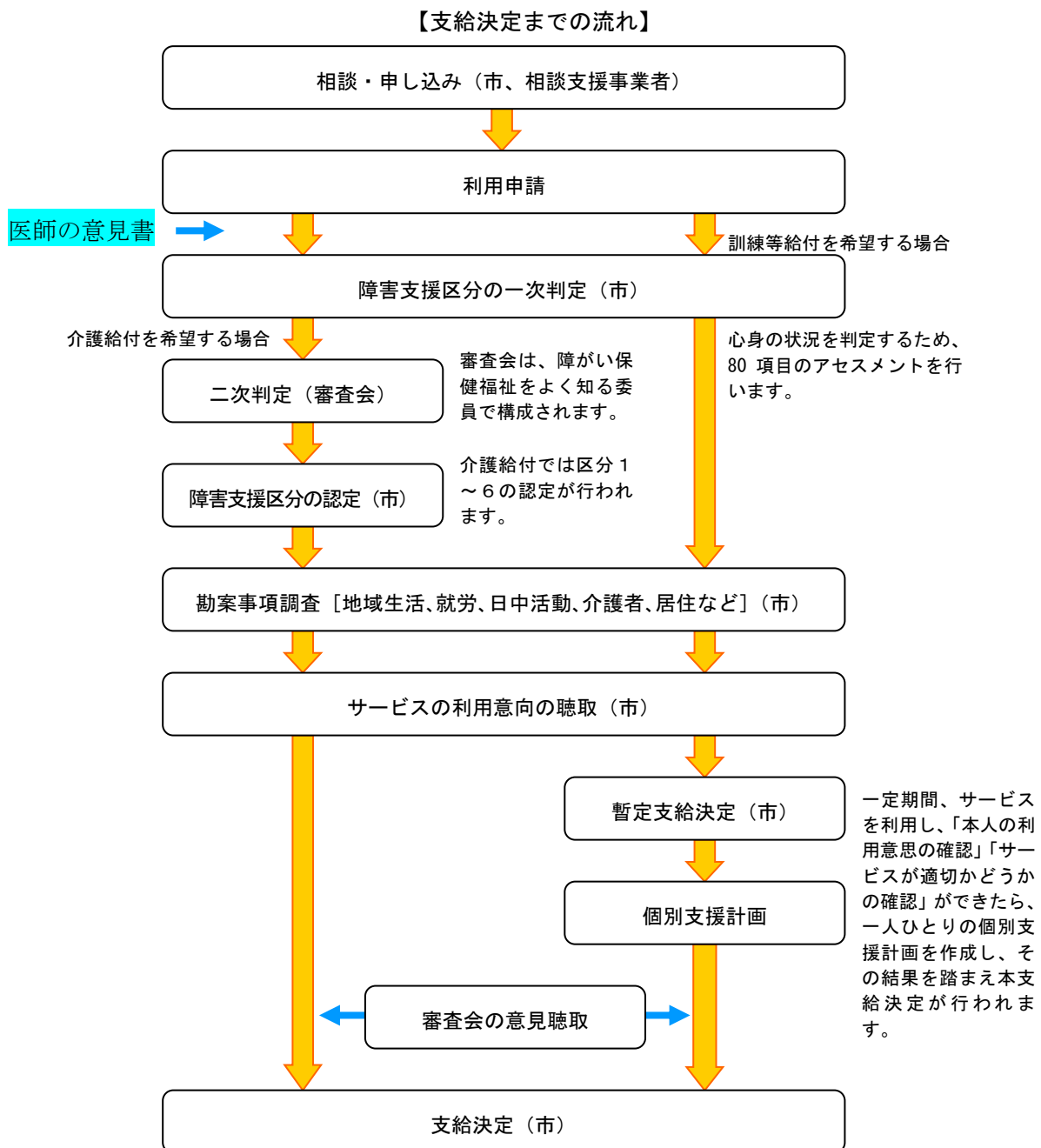
自立支援協議会は、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関として、平成24年4月1日に障害者総合支援法において法定化されました。

本市においては、北本市と自立支援協議会を共同設置しており、全体会・専門部会等を設置し、委託相談支援事業の運営に関することや支援の難しい困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発・改善などを行っており、今後も全体会や専門部会での積極的な協議検討を行う等、自立支援協議会の機能のより一層の充実を図ります。

## 4 障害者総合支援法に基づく円滑なサービス提供

### (1) 支給決定の流れ

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がい者の心身の状況（障害支援区分）、②社会行動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。



※支給決定に不服がある場合は、都道府県に不服申し立てをすることができます。

## (2) 不服申し立て

障害支援区分認定や支給決定について不服がある場合には、都道府県に審査請求することができます。

障害支援区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、埼玉県社会福祉協議会に設けられた埼玉県運営適正化委員会が苦情処理機関として位置づけられています。

## (3) サービスの質の確保

### ア. サービス事業者に対する第三者評価

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービス进行评估し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

今後は、県と協力し、サービス事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

### イ. サービス管理責任者

障害者総合支援法においてサービスを提供できる事業者は、都道府県知事が厚生労働省令で定める基準に基づいて、サービスの種類・事業所ごとに指定した事業者です。指定を受けた事業者は、関係機関と連携を図りつつ、利用者の能力や適性に応じて、また、本人の意向を踏まえてサービスを効果的に提供すること、サービスの質の向上に努めることなどが事業者の責務として法に規定されています。また、指定基準のうちの人員基準では、事業所ごとに「サービス管理責任者」などを配置することが定められています。日中活動及び居住系のサービスを提供する事業所に配置される「サービス管理責任者」は、3年から10年の実務経験を有する上に、「サービス管理責任者研修」などを修了することが必要とされています。

## (4) 後見支援体制

本市では、成年後見制度の利用が必要と考えられる知的障がい者及び精神障がい者のうち、低所得者が成年後見制度を利用した場合に、申立てに必要な経費や後見人等への報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

なお、社会福祉協議会では、支援を必要とする人の利用の意向を踏まえて、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類の預かり」等を行う日常生活支援事業（あんしんサポートねっと）を実施しています。

## (5) 利用者負担の軽減策

利用者負担については、低所得者に配慮した次のような軽減策が講じられています。

### ア. 利用者負担の月額上限設定

障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4つの区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円（自己負担なし）
低所得	住民税非課税世帯の人	0円（自己負担なし）
一般 1	住民税課税世帯 「所得割16万円（障害児（注）は28万円）未満の者に限る。20歳以上の施設等入所者を除く。」	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
一般 2	住民税課税世帯の人	37,200円

#### イ. 医療型個別減免

福祉サービスにあわせて、療養を行うサービスを利用又は施設入所する場合、定率負担、医療費、食費療養費を合算した利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

#### ウ. 高額障害福祉サービス費等給付費

同じ世帯の中で障がい福祉サービス（補装具にかかる利用者負担を含む）を利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が上限額を超えた分は、高額障がい福祉サービス費として支給されます。

#### エ. 補足給付

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても、概ね手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60歳以上の場合は28,000円、65歳以上の場合は30,000円、65歳以上の施設入所支援に合わせ生活介護の利用者は28,000円）が残るように補足給付が行われます。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるよう補足給付が行われます。

#### オ. 生活保護への移行防止

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。



## 資料編 計画の策定体制と策定経過

### 1 計画の策定経過

年 月 日	策定経過	
平成 26 年 1 月 15 日	第 1 回 鴻巣市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・市長諮問</li> <li>・現在の計画概要を説明</li> <li>・策定の基本方針について説明</li> <li>・策定のスケジュールについて説明</li> </ul>
平成 26 年 2 月 19 日	第 2 回 鴻巣市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定の基本方針を説明</li> <li>・アンケート調査方法を説明</li> </ul>
平成 26 年 5 月 15 日～ 7 月 5 日	アンケート調査	身体・療育・精神障害者手帳の所持者、自立支援医療受給者、難病患者手当受給者の方から 1,500 人を無作為抽出
平成 26 年 8 月 6 日	障がい者計画職員検討会	計画策定に関係する部署を対象に実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の計画概要を説明</li> <li>・策定に向けての基本的な考え</li> <li>・策定のスケジュールについて説明</li> </ul>
平成 26 年 9 月 26 日	第 3 回 鴻巣市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者計画（案）の審議</li> </ul>
平成 26 年 10 月 22 日	鴻巣市障がい者計画障害者団体との懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者計画（案）について意見聴取</li> </ul>
平成 26 年 10 月 27 日	第 4 回 鴻巣市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体との懇談会報告</li> <li>・障がい者計画（案）の審議</li> <li>・障がい福祉計画（案）の審議</li> </ul>
平成 26 年 11 月 26 日	第 5 回 鴻巣市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉計画（案）の審議</li> <li>・パブリックコメントについて説明</li> </ul>
平成 26 年 12 月 8 日～ 平成 27 年 1 月 7 日	第 2 次鴻巣市障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画に対する意見募集 (パブリックコメント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページにて意見募集</li> </ul>
平成 27 年 2 月 4 日	第 6 回 鴻巣市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者計画(案)、障がい者計画(案)の審議</li> <li>・答申案の協議</li> </ul>
平成 27 年 2 月 20 日	鴻巣市障害者施策推進協議会から答申	全 6 回の協議会での意見を市長に答申

## 鴻巣市障害者施策推進協議会条例

(設置)

**第1条** 障害者福祉の推進に関する事項を調査審議するため、鴻巣市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) その他障害者福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 障害者福祉に関する事業者の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

任期 平成26年1月15日から  
平成28年1月14日まで

No	役職	選出区分	委員名	ふりがな
1	会長	障害者福祉に関する事業者の代表者	佐藤 三枝子	さとう みえこ
2	副会長	識見を有する者	斉藤 富美代	さいとう ふみよ
3		識見を有する者	岩上 茂	いわかみ しげる
4		障害者団体の代表者	川本 勲	かわもと いさお
5		障害者福祉に関する事業者の代表者	関 博人	せき ひろと
6		障害者団体の代表者	永井 陽子	ながい ようこ
7		障害者団体の代表者	野口 淳子	のぐち じゅんこ
8		障害者福祉に関する事業者の代表者	福田 貴宏	ふくだ たかひろ
9		障害者福祉に関する事業者の代表者	宮島 正一	みやじま しょういち

## 鴻巣市障がい者計画職員検討会設置要綱

平成26年3月19日

訓令第9号

(設置)

**第1条** 本市における障がい者計画の策定に必要な調査研究を行うため、鴻巣市障がい者計画職員検討会（以下「職員検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 職員検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市における障がい者計画の策定に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) その他障がい者計画の策定に関すること。

(組織)

**第3条** 職員検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は福祉こども部長の職にある者を、副会長は福祉こども部福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

**第4条** 会長は、会務を総理し、職員検討会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 職員検討会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第6条** 職員検討会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、職員検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、障がい者計画の策定が終了した日に、その効力を失う。

## 別表 (第 3 条関係)

経営政策課長	危機管理課長、自治文化課長	こども未来課長	保育課長	健康づくり課長
介護保険課長	都市計画課長	生涯学習課長	学校支援課長	市職員のうちから市長が任命する者

第2次鴻巣市障がい者計画及び第四期鴻巣市障がい福祉計画（案）について（諮問）

鴻 障 第1167号  
平成26年1月15日

鴻巣市障害者施策推進協議会会長 様

鴻巣市長 原 口 和 久

### 諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

#### 記

#### 1 諮問事項

第2次鴻巣市障がい者計画及び第四期鴻巣市障がい福祉計画（案）について

#### 2 諮問理由

平成19年3月に策定しました鴻巣市障がい者計画（平成19年度から28年度までの期間）につきまして、現計画の成果と課題を踏まえつつ、本市の現状や今後予測される状況に対応し、障がい者のための施策全般についての指針として新たに鴻巣市障がい者計画を策定しようとするものです。

また、平成24年3月に策定しました第三期鴻巣市障がい福祉計画（平成24年度から26年度までの期間）につきまして、計画期間が平成26年度で終了することから障害者福祉サービス等の見込みと確保に関する新たな計画として第四期鴻巣市障がい福祉計画を策定するものです。

以上のことに鑑み、鴻巣市障がい者計画及び第四期鴻巣市障がい福祉計画について検討していただきたく諮問いたします。

第2次鴻巣市障がい者計画及び第4期鴻巣市障がい福祉計画（案）について（答申）

平成27年2月20日

鴻巣市長 原 口 和 久 様

鴻巣市障害者施策推進協議会  
会 長 佐藤 三枝子

第2次鴻巣市障がい者計画（案）及び第4期鴻巣市障がい福祉計画（案）に  
ついて（答申）

平成26年1月15日付け鴻障第1167号で諮問を受けた、第2次鴻巣市障がい者計画（案）及び第4期鴻巣市障がい福祉計画（案）について、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

#### 記

本協議会は、平成26年1月15日に「第2次鴻巣市障がい者計画（案）及び第4期鴻巣市障がい福祉計画（案）」について諮問を受け、計6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねて参りました。

諮問された計画（案）は、鴻巣市の障がい福祉の現状と課題を把握するとともに、第1次計画及び第3期計画の評価を踏まえたものであり、第2次計画においては平成27年度からの6年間、第4期計画においては平成27年度からの3年間の障がい福祉の推進の指針として、概ね適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進に当たっては、審議の過程において委員諸氏より具申された次の事項について、十分配慮されることを要望します。

- 1 障がいのある方の視点に立ち、市民協働による施策推進に努めること。
- 2 障がいのある人もない人も、ふつうに暮らすことのできる共生社会を目指し、地域生活や就労等についての体制づくりにあたっては、関係機関等との連携強化に留意し、効果的な支援ネットワークの形成に努めること。
- 3 今後も、障がいのある方等の意見を聴取し、障がい福祉の推進に反映させること。

## 資料編 用語集

### 用語集

#### あ行

ALS (筋萎縮性側索硬化症)	Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粹に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。
ADHD (注意欠陥・多動性障がい)	Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状がみられる。
NPO	Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成 10 年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。
LD (学習障がい)	Learning Disabilities の略で、全般的には知的発達遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障がいの総称。

#### か行

QOL	Quality of Life の略で、生活の質。
グループホーム	地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人の障がい者が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。
ケアマネジメント	生活ニーズに基づいたケア計画にそって、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。 障がい者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。



高機能自閉症	知的障がいを伴わない自閉症のことで、対人関係やコミュニケーションの障がいやこだわり行動が認められる。
高次脳機能障害	交通事故や病気などで脳に損傷を受けた後遺症として、記憶力や注意力の低下など、それまで普通にできていた日常生活や社会生活に支障が出てきてしまう状態をいう。
更生施設	身体障がい者更生施設は、身体障がい者を入所・通所させての更生に必要な治療又は指導、及び必要な訓練を行う。 知的障がい者更生施設は、18歳以上の知的障がい者を入所（通所）させて、保護するとともに更生に必要な指導及び訓練を行う。
雇用率	すべての事業主は、障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障がい者の雇い入れに努めなければならないとされている。 このような連帯責任は、原則として、すべての事業主によって平等に負担されるべきであり、各事業主がその雇用する労働者数に応じて連帯責任を分担するのが合理的であるとの考えから、障がい者雇用率が設定されている。

## さ行

自閉症	原因不明の中枢神経系を含む身体上の障がいで、生涯にわたって種々の内容や程度の発達障がいを示すもの。 自閉症の特徴としては、①言葉の発達の遅れ、②対人関係の困難さ、③アンバランスな感覚、④活動や興味の範囲が狭い、⑤アンバランスな知的機能、⑥変化に対する不安や抵抗などが挙げられる。
成年後見利用支援事業	精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人々を保護・支援するため、後見・保佐・補助の制度などを内容とする成年後見制度が平成12年4月1日より施行されている。
社会福祉協議会	社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉事業法に基づき設置されている。 各都道府県や市区町村で、地域住民や、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

手話	<p>聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つの方法であって、手の型・位置・動きを組み合わせることで意味を表すもの。</p> <p>手話奉仕員とは、所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。</p> <p>また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めるため、厚生大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した者には「手話通訳士」の称号が付与されている。</p>
障がい者週間	<p>国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発に係る取り組みを展開している。</p>
ショートステイ	<p>在宅障がい者の介護を行う者が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障がい者が一時的に障がい者施設等を利用し、必要な介護などを受けられるサービス。</p>
ジョブコーチ	<p>就職又は職場への定着に際して課題がある障がい者に対して、事業所へ一定期間職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるように、障がい者本人はもとより家族や事業主に対して支援を行う。</p>
身体障がい者	<p>身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人。別表に記載されている障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいである。</p>
身体障害者手帳	<p>身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。</p> <p>各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割</p>

	引などについても、手帳の交付をうけていることがその対象の要件となっている場合がある。
生活習慣病	<p>糖尿病・高脂血症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が主な発症原因であると考えられている疾患の総称。一般に30～40歳代以上の世代から発症しやすくなり、かつその発症に生活習慣（食事習慣、運動習慣、肥満、喫煙、飲酒など）が深く関わりとされている病気の総称である。</p> <p>肥満に加えて糖尿病・高脂血症・高血圧・高尿酸血症などの生活習慣病を複合する状態を、医学的にはメタボリック症候群と総称する。</p>
生活ホーム	<p>自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等によってそれができない身体障がい者又は知的障がい者が、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設（県単独事業）。食事は原則として自炊で、日常生活も原則として自立していることが条件となっており、利用定員は4～9名。</p>
精神障がい者	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律によると、精神障がい者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者とされている。</p>
精神障害者保健福祉手帳	<p>精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。現行制度においては、所得税等の控除・減免や県有施設等の利用料減免等の優遇施策が講じられている。</p>

## た行

地域活動支援センター	<p>障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う福祉施設。</p>
知的障がい者	<p>知的障害者福祉法では知的障がいに関する明確な規定はないが、平成12年度厚生省実施の実態調査によると、「知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされている。</p>
デイケア施設	<p>精神障がい者や高齢者等を対象とし、心身機能の回復や維持を図り、地域での社会生活を体得させるための訓練や指導を行うデイケア事業を行う福祉施設。</p>

デイサービス	在宅の障がい者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することにより、障がい者の自立と社会参加を促進するサービス。
低床スロープ付きバス	床面までの高さを低くし、ステップ数を2段から1段に減少させることにより、スロープ板による車いすの乗降を可能にしたバス。
点字	視覚障がい者が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点横2点で組み合わせることで音を標記する文字。 点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）と言い、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

## な行

難病	法律等による明確な定義はないが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、次のように整理されている。 ①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費を給付している。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。 デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者施策の最も重要な概念。
ノンステップバス	車輻の一部あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道をかき上げすることにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。

## は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥他動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその
-------	--

症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。発達障害者支援法における発達障がいの代表的なものは、自閉症、高機能自閉症・アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。1974年（昭和49年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから、この用語が使用されるようになった。

もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

福祉ホーム

家庭において日常生活を営むのに支障があり、現に住居を求めている障がい者が低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活も原則として自立していることが条件となっている。

ホームヘルパー

障がい者等の家庭を訪問し、①入浴、排せつ、食事等の介護、②調理、洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談、助言を行う。

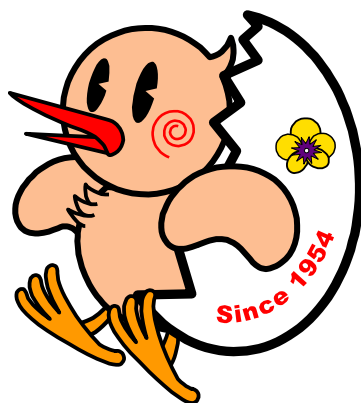
補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。

ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、県・市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。

ボランティアセンターでは、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進している。



# 花かおり緑あふれ人輝くまちこのす



鴻巣市障がい者計画・障がい福祉計画

平成 27 年（2015 年） 3 月

発 行 鴻巣市

〒365-8601 鴻巣市中央 1-1

電話：048-541-1321（代表）

FAX：048-541-1328

編 集 鴻巣市福祉こども部福祉課